



(案) R6.7.25 版

みどり市立学校の適正規模及び適正配置に
関する基本方針の策定について

(答申)

令和 6 年 8 月

みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会

目次

はじめに	1
第1部 答申の基礎となる「みどり市の現状と課題」及び「検討の経緯」	2
Ⅰ みどり市の現状と課題	3
1 みどり市における少子化の現状	3
(1) みどり市の人口の現状	3
(2) 地区別の人口の現状	4
(3) みどり市人口の現状まとめ	4
2 みどり市立学校の現状	5
(1) 学校規模の現状	5
(2) 学校配置の現状	8
3 学校適正規模・適正配置に関わる法令等	10
(1) 国の法令・基準等	10
(2) 群馬県の基準及び県独自の取組	12
Ⅱ 検討の経緯	13
1 みどり市立学校適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について	13
(1) 基本方針策定の背景 ～みどり市立学校の現状～	13
(2) 基本方針策定の趣旨 ～よりよい教育環境と質の高い学校教育の実現～	13
(3) 基本方針の見直し	13
(4) 学校適正規模・適正配置への取り組みの流れと方向性	14
(5) みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会での検討内容	15
2 教育環境に関するアンケート	16
(1) みどり市立学校の教育環境に関するアンケート調査の概要	16
(2) アンケート調査結果概要	17
3 みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会における協議内容について	26
(1) みどり市施策等（教育関連）	26
(2) 本委員会における検討のポイント	26
(3) 学校規模についての検討	27
(4) 学校配置についての検討	28
第2部 答申	29
Ⅰ 望ましい学校適正規模・適正配置（答申）	30
1 みどり市としての望ましい学校適正規模	30
2 みどり市としての望ましい学校適正配置	31
3 魅力的な学校づくり	32
4 学校適正規模・適正配置に関する参考資料	33
第3部 資料編	37

はじめに

全国的な人口減少や少子化に伴い、児童生徒数の減少による学校の小規模校化が懸念されています。みどり市においても例外ではなく、市として移住定住の推進や少子化対策等の努力を続けていますが、すでに一部の小中学校では小規模校化が進んでおり、将来的には市内の多くの学校が小規模校となることが予測されています。

このような状況が進行していった場合、一般的には学校間における教育環境の格差や教育上または学校運営上の様々な問題が発生していくと考えられます。例えば、小規模校化による児童生徒の人間関係の固定化や多様な見方や考え方に触れる機会の減少、協働的な学びの実現が困難になることなどが課題とされています。

一方で、小規模校の統廃合により地域に学校が無くなった場合、子育て世代の家庭数が減少し地域の高齢化が進むなど、さらなる人口減少を招くことが危惧されます。そのため、地域コミュニティの核となる学校の役割についても十分に検討する必要があります。

これらの課題に対処するため、令和5年7月にみどり市立学校の適正規模及び適正配置等について調査及び協議する「みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下「本委員会」という）」が設置され、令和5年7月6日付けで、みどり市教育委員会から「みどり市立学校の適正規模及び適正配置等について」の諮問（P.38 参照）を受けました。

この諮問を受け、本委員会では、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指し、みどり市立学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどについて協議してきました。協議に当たっては、児童生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会情勢の動向、そしてみどり市教育委員会が実施したアンケート調査によって把握された児童生徒・保護者・教職員の意見を参考に、幅広い観点から話し合いを重ね、本委員会としての基本的な考え方をまとめ、答申内容を決定しました。

なお、本委員会では、市全体を対象として、望ましい学校規模、通学時間や児童生徒の安全性を考慮した望ましい学校配置、適正化の検討開始時期等を議論し、その基本的な考え方について記しています。これは、今後市内3町別に組織される「地区別検討委員会」において、具体的な検討を行う際のベースとなるものです。具体的な検討の際には、保護者、地域、市民、学校関係者が想いを一つにし、一人ひとりの子供たちを大切にしたいよりよい教育環境をどのように整えるべきかを慎重に検討していただきたいと思います。学校規模や学校配置の適正化を検討することは、これまでの教育環境を見直し、魅力ある学校づくりを進めるための絶好の機会であるとも言えます。

みどり市教育委員会には、これを機に児童生徒一人ひとりを大切にしたいより良い教育環境及び教育条件を整備し、魅力ある学校づくりへと繋げていただくことを期待し、ここに答申します。

令和6年8月28日

みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会

第 1 部 答申の基礎となる「みどり市の現状と課題」及び「検討の経緯」

I みどり市の現状と課題

- 1 みどり市における少子化の現状
- 2 みどり市立学校の現状
- 3 学校適正規模・適正配置に関わる法令等

II 検討の経緯

- 1 みどり市立学校適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について
- 2 教育環境に関するアンケート
- 3 みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会における協議内容について

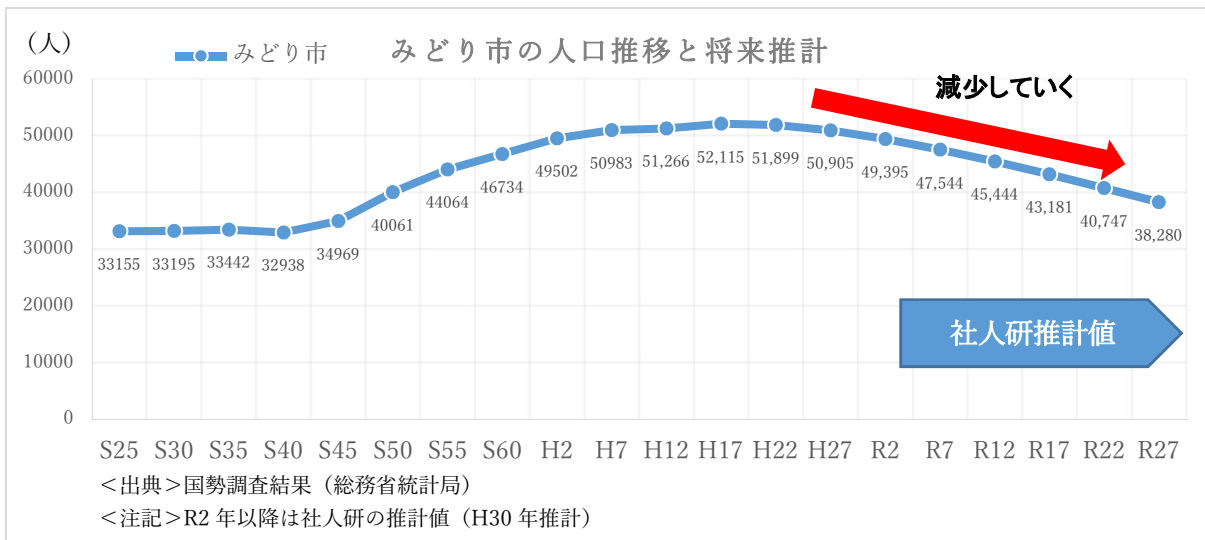
I みどり市の現状と課題

1 みどり市における少子化の現状

(1) みどり市の人口の現状

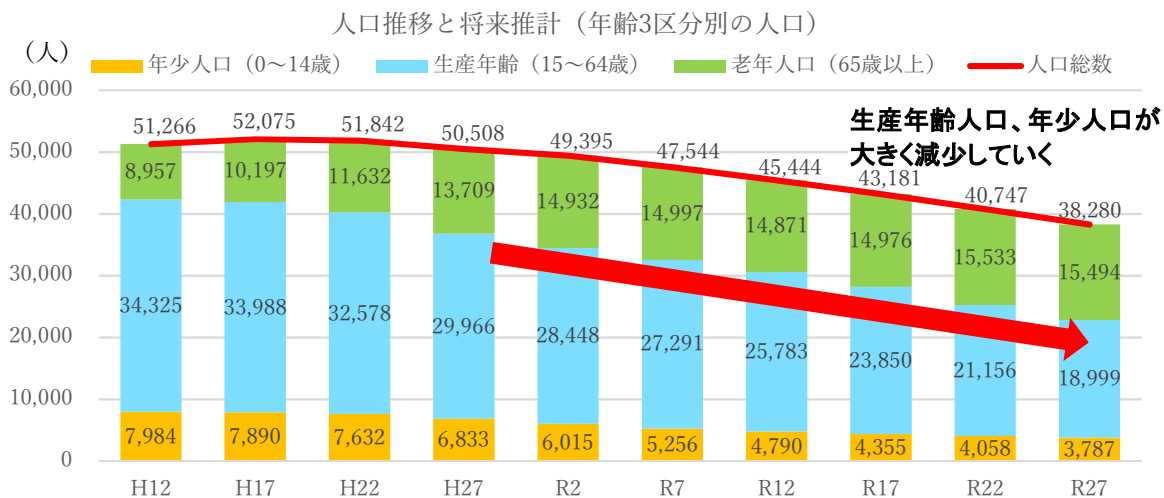
① 人口動向と将来推計

本市の人口はS45年以降、H7年にかけて急増し、その後はゆるやかな増加となりましたが、H17年以降は減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の推計値によると、R27年の推計人口は、38,280人となります。



② 年齢3区分別の人口

H27年には年少人口(15歳未満の人口)が6,833人(13.4%)ですが、30年後のR27年には3,787人(9.9%)まで減少する見込みです。また、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)はH12年以降減少しており、H27年からR27年にかけて約1万人の減少が予想されます。一方、老年人口(65歳以上)はH22年時点で11,632人(22.4%)と、すでにいわゆる超高齢社会(老年人口割合が21%以上)と言われる状況になっています。老年人口は今後も増加傾向が続き、R27年には15,494人(40.5%)となることが予想されます。



<出典>国勢調査結果（総務省統計局）

<注記>R2年以降は社人研の推計値（H30年推計）

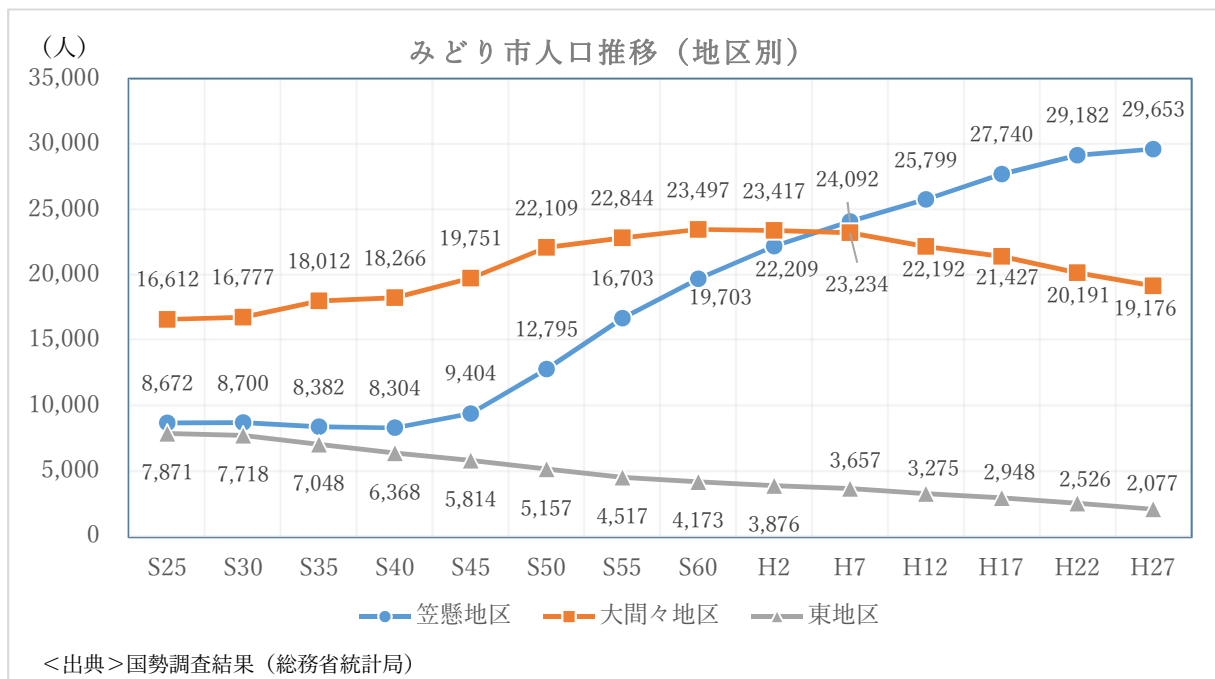
H27年までの総数には年齢不詳を含む

端数処理のため、合計が100%にならない場合がある

(2) 地区別の人口の現状

① 地区別の人口推移（国勢調査人口）

地区別の人口推移をみると笠懸地区はS45年以降、急激に人口が増加し続け、H27年には3万人に迫りましたが、H28年をピークに減少傾向へと転じています。大間々地区は、H2年までは最も多くの人口を有していましたが、S60年をピークに近年は減少傾向にあり、H27年には2万人を下回りました。東地区は、S25年以降一貫して人口減少を続けており、H27年には約2,000人と65年間で4分の1まで減少しています。



(3) みどり市人口の現状まとめ

【全体】

- ・みどり市の人口は、全体として今後もゆるやかに減少していく見込み。
- ・人口全体の年少人口及び生産年齢人口が占める割合は減少していき、老年人口の割合がさらに増加していく。
- ・学校規模に関わる年少人口は、今後20年間で3分の2程度まで減少する見込み。

→市全体として少子高齢化が進み少子化に伴う小中学校の小規模校化が懸念される。

【地区別】

- ・地区別に見ると、笠懸地区・大間々地区・東地区の人口はそれぞれゆるやかに減少していく。大間々地区はS60年をピークに減少傾向に転じ、今後の大間々地区の減少率は笠懸地区の減少率よりも大きいと推測される。東地区は一貫して減少傾向にあり、人口総数が最も少ない。

→大間々地区では児童生徒数の減少が顕著となり、東地区は義務教育学校となったが児童生徒数は非常に少ない。一方で、笠懸地区の児童生徒数は一定の規模を保っている。今後は3つの地区の教育環境格差が大きくなることが懸念される。

2 みどり市立学校の現状

(1) 学校規模の現状

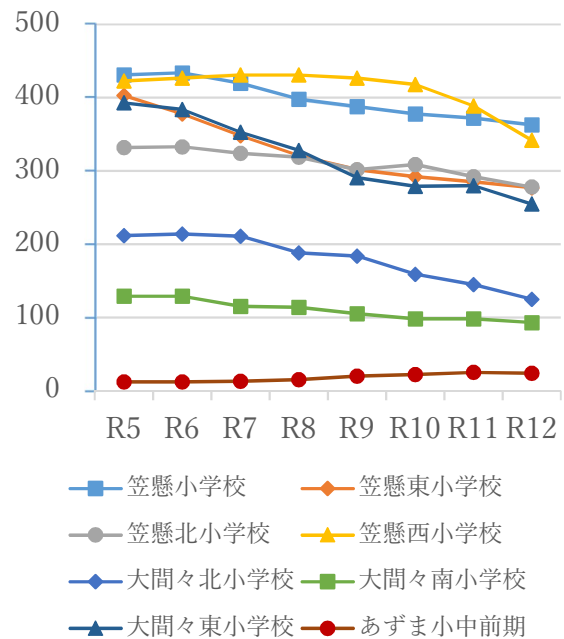
① 児童生徒数の推移と今後の推計

【小学校・義務教育学校前期課程】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
笠懸小学校	431	434	420	398	388	378	372	363
笠懸東小学校	403	378	348	321	302	292	285	277
笠懸北小学校	332	333	324	319	302	309	292	278
笠懸西小学校	423	427	431	431	427	418	389	342
大間々北小学校	212	214	211	188	184	159	145	125
大間々南小学校	129	129	115	114	105	98	98	93
大間々東小学校	393	384	353	328	291	279	280	255
あずま小中前期	12	12	13	15	20	22	25	24

- あずま小中学校（前期課程）を除いたすべての学校で児童数は減少傾向にある。
- 笠懸地区と大間々地区の差が大きい。
- 大間々北小学校、大間々南小学校の小規模校化が顕著である。
- 笠懸東小学校、大間々東小学校の減少率が大きい。

小学校児童数推移

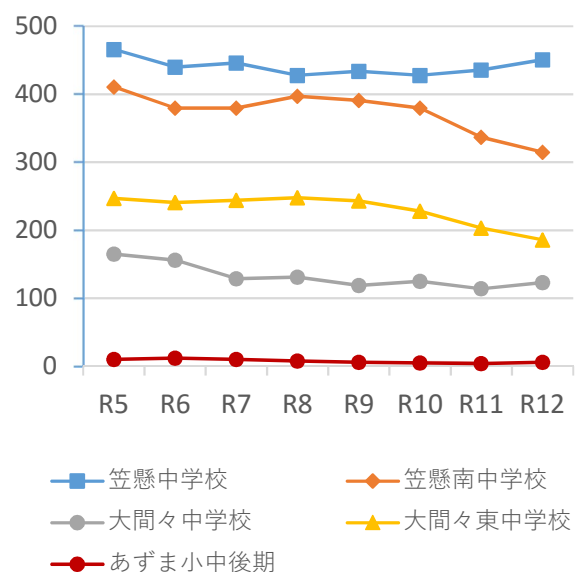


【中学校・義務教育学校後期課程】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
笠懸中学校	466	440	446	428	434	428	436	451
笠懸南中学校	411	380	380	397	391	380	337	315
大間々中学校	165	156	129	131	119	125	114	123
大間々東中学校	247	241	244	248	243	228	203	186
あずま小中後期	10	12	10	8	6	5	4	6

- 多くの学校で生徒数は減少傾向にある。
- 3つの地区の生徒数に大きな差がある。
- 大間々中学校の小規模校化が顕著である。
- 大間々東中学校の減少率も大きい。

中学校生徒数推移



② 学級数の推移と今後の推計

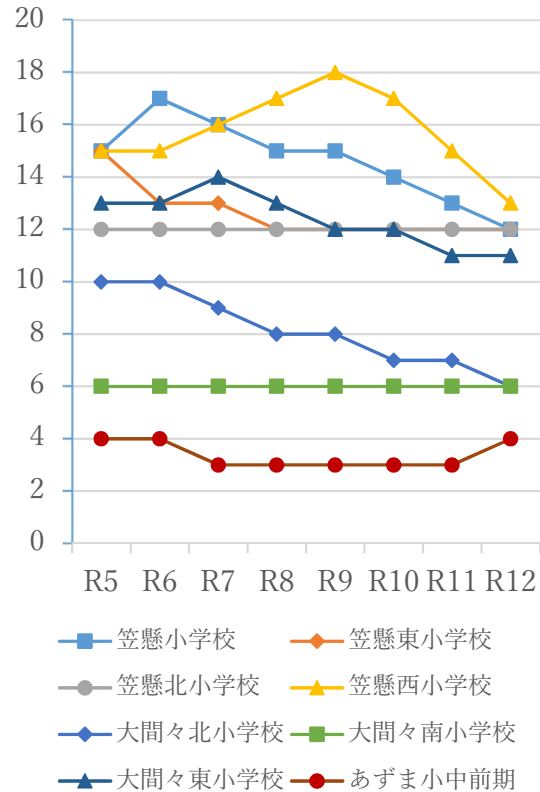
【小学校・義務教育学校前期課程】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12の学校規模
笠懸小学校	15	17	16	15	15	14	13	12	標準
笠懸東小学校	15	13	13	12	12	12	12	12	標準
笠懸北小学校	12	12	12	12	12	12	12	12	標準
笠懸西小学校	15	15	16	17	18	17	15	13	標準
大間々北小学校	10	10	9	8	8	7	7	6	小規模
大間々南小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	小規模
大間々東小学校	13	13	14	13	12	12	11	11	小規模
あずま小中前期	4	4	3	3	3	3	3	4	過小規模

※学級数は、特別支援学級の児童数を所属学年の児童数としてカウントした場合のニューノーマル GCP (P.12 参照) による学級数。学校規模は、P.11 学校規模の分類参照。

- 多くの学校で学級数は減少傾向にある。
- 笠懸地区と大間々地区の差が大きい。
- 大間々北小学校と大間々東小学校の減少率が高い。
- 大間々南小学校に加え、R12 年度からは大間々北小学校も 1 学年 1 学級となる。
- 大間々東小学校も R11 年度より 1 学年 1 学級の学年が出てくる。

小学校学級数推移



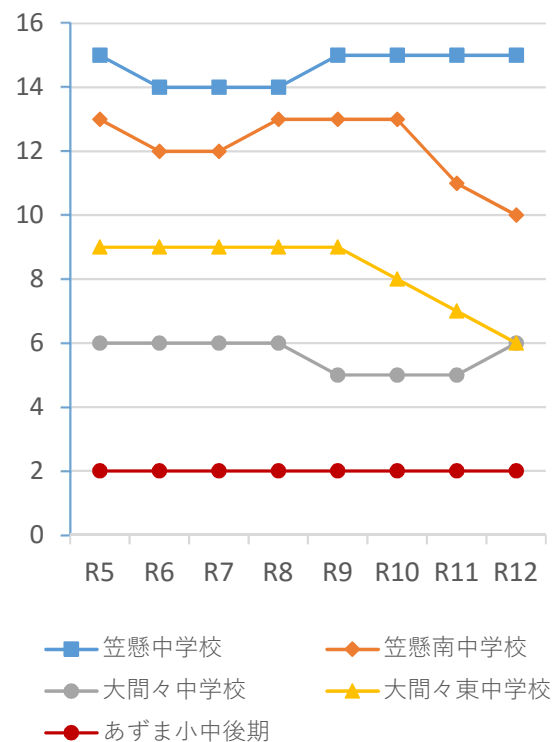
【中学校・義務教育学校後期課程】

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12の学校規模
笠懸中学校	15	14	14	14	15	15	15	15	標準
笠懸南中学校	13	12	12	13	13	13	11	10	小規模
大間々中学校	6	6	6	6	5	5	5	6	小規模
大間々東中学校	9	9	9	9	9	8	7	6	小規模
あずま小中後期	2	2	2	2	2	2	2	2	過小規模

※学級数は、特別支援学級の児童数を所属学年の児童数としてカウントした場合のニューノーマル GCP (P.12 参照) による学級数。学校規模は、P.11 学校規模の分類参照。

- 多くの学校で学級数は減少傾向にあるが、笠懸中学校、大間々中学校、あずま小中学校（後期課程）の学級数は横ばいである。
- 3つの地区の学級数に大きな差がある。
- 大間々中学校は R9 年度より 1 学年 1 学級となる学年が出てくる。
- 笠懸南中学校、大間々東中学校の学級数減少が顕著である。

中学校学級数推移



③ 小規模校化に伴う影響

少子化により児童・生徒数が減少し、小規模校となると次のような「よさ」がある一方で、学校運営上の「課題」が生じます。学級数の減少と教職員の減少の2つの視点で、考えられる課題やそれに伴う児童・生徒への影響と学校運営への影響についてまとめました。

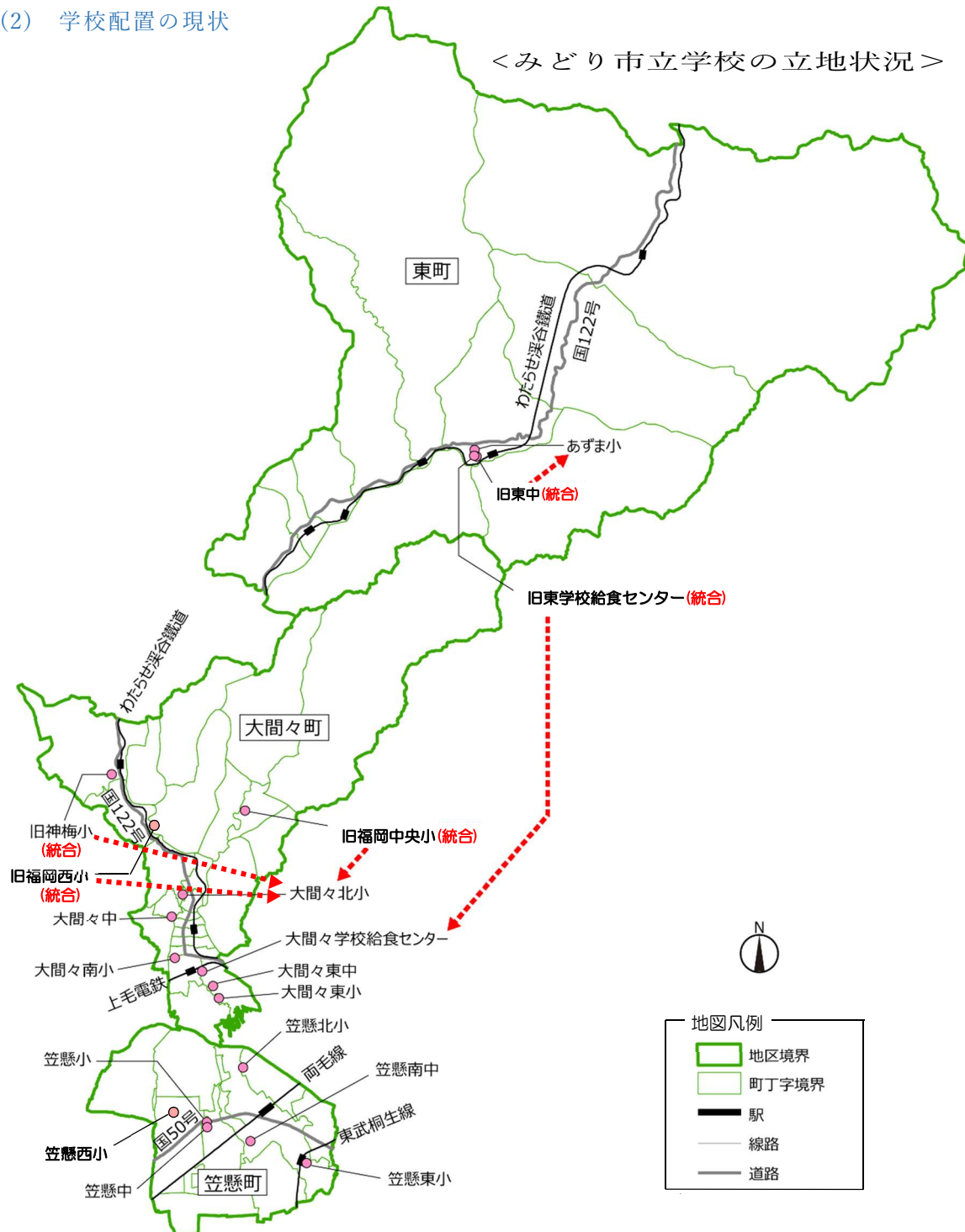
(下記 表1)

<小規模校のよさと課題>

(表1)

観点	よさ	課題
人間関係等	○互いをよく理解し、人間関係が深まる。 ○教員の目が行き届き、個に応じた素早い対応ができる。 ○家庭状況等を把握しやすく、保護者や地域と連携した効果的な指導ができる。	○児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
社会性	○授業や学校行事等で活躍場面が増える。 ○一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。	○大きな集団における社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい可能性がある。
学習・行事	○一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握できるため、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。 ○異年齢学習活動や教科横断的な学習など、特色あるカリキュラム編成が可能。 ○郷土の教育資源を最大限に活用した教育活動が展開しやすい。 ○体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。 ○外国語や実技指導等、少人数であることを活かした教育活動が可能。 ○運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。 ○教材・教具などを一人ひとりに行き渡らせやすい。	○多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しく、切磋琢磨する機会が少ない。 ○学級対抗などができないため、行事が盛り上がらない。 ○多様な学習形態により指導をすることが難しい。 ○体育の球技、音楽の合唱・合奏などの集団学習に支障が出る。 ○授業でその教科が得意な児童生徒に全体の考えが引っ張られることがある。 ○クラブや部活動の種類が限定され、自由に選択することができない。
教員数	○学校運営のためには校務分掌等の役割を教員に割り振る必要があるが、必要な役割の数は学校規模に関わらないため、教員が少ないことで一人ひとりの教員が担う役割が多くなる。負担感は大きくなるが、規模の大きい学校に比べて重要な役割を担う機会が増えることになる。つまり、若手教員や中堅教員が校内の中心として早い時期から責任感をもって活躍できるため、教員としてのスキルや指導力が向上し、人材育成につながる。	○経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の実現が困難となる。 ○教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。一人ひとりの教員の負担が増える。 ○児童・生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。多様な価値観に触れさせることが困難となる。

(2) 学校配置の現状



- ・みどり市は南北に細長く、学校数があまり多くないため、学校間の距離があり、1つの学校の学区も比較的広がっている。
- ・東町では、あずま小学校と東中学校が統合されあずま小中学校となっている。
(旧あずま小学校を利用)
- ・大間々町では、神梅小・福岡西小・福岡中央小が廃校となり、大間々北小に統合されている。
- ・笠懸町では笠懸小の分離新設により笠懸西小が創立され学校規模は適正となったが、笠懸小と笠懸西小の距離が非常に近く、小学校4校の配置バランスが整っていないことが課題である。
- ・学校施設は、老朽化等により近い将来大規模改修や建替等が必要となるため、学校の適正規模・適正配置の方針を基に計画的に整備していく必要がある。

みどり市立学校の状況（施設の状況）

	学校名	主な構造	建築年	築年数	目標使用年数	主な改修履歴
1	笠懸小学校	RC造	昭和44年	55年	60年	R4, 5年度トイレ改修工事 R6年度体育館LED照明改修工事
2	笠懸東小学校	RC造	昭和51年	48年	80年	R2年度給水管改修工事 R4年度外壁改修工事 R6年度体育館トイレ改修工事 R6年度体育館LED照明改修工事
3	笠懸北小学校	RC造	昭和53年	46年	80年	R6年度体育館LED照明改修工事
4	笠懸西小学校	RC造	令和4年	2年	—	—
5	大間々北小学校	RC造	昭和46年	53年	80年	R3年度体育館屋根改修工事 R6年度体育館ステージ天井・LED照明改修工事 R6年度校舎・体育館外壁改修工事設計
6	大間々南小学校	RC造	昭和45年	54年	80年	R6年度体育館LED照明改修工事 R6年度校舎・体育館外壁改修工事設計
7	大間々東小学校	RC造	昭和54年	45年	80年	R6年度体育館LED照明改修工事
8	笠懸中学校	RC造	昭和46年	53年	80年	R5, 6年度トイレ改修工事 R5年度体育館LED照明改修工事 R6年度給水管改修工事
9	笠懸南中学校	RC造	昭和57年	42年	80年	R1, 2年度トイレ改修工事 R5年度体育館LED照明改修工事
10	大間々中学校	RC造	昭和45年	54年	60年	R3, 4年度トイレ改修工事 R5年度体育館LED照明改修工事 R6年度校舎外壁・屋上防水改修工事
11	大間々東中学校	RC造	昭和58年	41年	80年	R2年度拠点避難所体育館空調設備設置工事 R3, 4年度トイレ改修工事 R5年度体育館LED照明改修工事
12	あずま小中学校	RC造	平成12年	24年	80年	R2年度拠点避難所体育館空調設備設置工事 R5年度体育館LED照明改修工事

- みどり市公共施設個別施設計画（計画期間2020年～2027年）では、いずれの学校も「施設を計画的に改修しながら継続利用」としています。
- 目標使用年数は、個別施設計画の策定に際して行われた建築物の損傷状況調査の結果に基づき設定されたものであり、改修等を行わない場合の年数となっています。
- 水銀灯の生産終了による、災害時避難所の確保も含め、各学校体育館LED照明更新工事（笠懸西小学校を除く）を令和5年度及び令和6年度に実施しています。
- 「みどり市立学校適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、各学校の長寿命化工事を計画していきます。
- 令和6年度の「みどり市公共施設個別施設計画」の見直しに伴い、これまでの改修工事による目標使用年数が延長する場合があります。

3 学校適正規模・適正配置に関わる法令等

(1) 国の法令・基準等

○ 学校教育法施行規則

(学級数)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

(準用規定)

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

第七十九条の三 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び同施行令

・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一～三は略

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新設又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 略

○ 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○ 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合はこの限りではない。

（学級の編制）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

○ 学校規模の分類（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引から引用）

学級数	過小規模	小規模	標準規模		大規模	過大規模
				学校統廃合の 場合の許容範囲		
小学校	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
中学校	1～2	3～11	12～18	19～24	25～30	31以上
義務教育学校	(1～8)	(9～17)	18～27	(28～36)	(37～45)	46以上

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制標準）

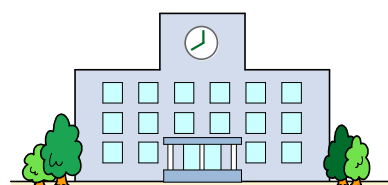
第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。

（以下略）

2 一学級の児童又は生徒の数の基準は、小学校（義務教育学校前期課程）は三十五人、中学校は四十人とする。ただし、都道府県教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この数を下回る数を一学級の児童又は生徒数の基準として定めることができる。（概要）

第四条 市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、都道府県の定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

2 略



(2) 群馬県の基準及び県独自の取組

○ 令和6年度 群馬県市町村立小・中・特別支援学校学級編制基準

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童生徒数
小学校 (義務教育学校 前期課程を含む)	同学年の児童で編制する学級	
	1 第1学年～第5学年	35人
	2 第6学年	40人
	複式学級(二の学年の児童で編制する学級)	
	1 第1学年の児童を含む学級	8人
	2 第1学年の児童を含まない学級	16人
	特別支援学級(学校教育法第81条)	8人
中学校 (義務教育学校 後期課程を含む)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	複式学級(二の学年の生徒で編制する学級)	8人
	特別支援学級(学校教育法第81条)	8人
特別支援学校	※省略	※省略

○ ニューノーマル GUNMA CLASS PROJECT (R6年度)

1 趣旨

教育イノベーションの一環として1人1台端末の効果的な活用により、一人ひとりの特性や学習進度等に応じた「個別最適な学び」と答えが一つではない課題や答えのない課題に対応する「協働的な学び」を推進し、群馬ならではの新しい学びを確立する。

2 方針

全学年において、少人数学級編制を実施する。

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国標準	35	35	35	35	35	40	40	40	40
県基準	35	35	35	35	35	40	40	40	40
ニューノーマル GCP	30	30	35	35	35	35	35	35	35
みどり市	30	30	35	35	35	35	35	35	35

※みどり市では、ニューノーマル GCP の基準を基に、実際に各校で編制する学級編制基準を定めています。

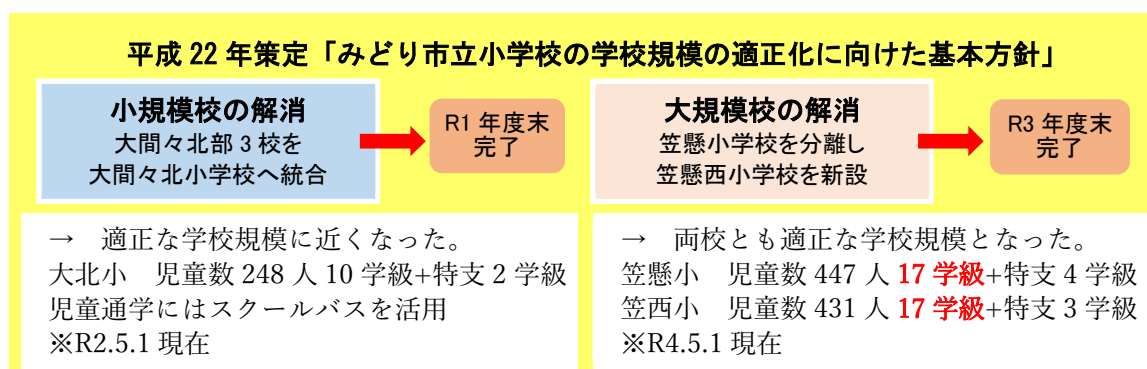
※国基準はR7年度より、小6についても40人から35人へと引き下げられ、それに伴い、県基準も引き下げられていく見込み。

Ⅱ 検討の経緯

1 みどり市立学校適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について

(1) 基本方針策定の背景 ～みどり市立学校の現状～

みどり市では、平成 22 年 1 月に策定した「みどり市立小学校の学校規模の適正化に向けた基本方針（第 1 次基本方針：課題となっていた市内小学校の学校規模適正化について定めたもの）」をもとに、大間々地区小学校の統廃合や東地区小中学校の義務教育学校への移行、笠懸小学校の分離・新設を行ってきました。



学校教育では、児童・生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨しながら児童・生徒一人ひとりが資質、能力を伸ばしていくことが重要であり、そのためには一定数以上の児童・生徒が在籍する学校規模が確保されることが必要です。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（H27.1 文部科学省）によると、小規模校・大規模校それぞれにメリット・デメリットがあるとされていますが、小規模校化が一定以上に進行した場合、デメリットの部分がより強調されてしまうことが懸念されます。

本市における学校施設については、これまでも部分的な補修や増改築、耐震工事等を行ってきましたが、一部の施設では「みどり市公共施設個別施設計画」における目標使用年数の期限が迫ってきており、大規模な改修または建替などの対応を計画的に進める必要があります。

このような背景から、今後のみどり市立学校の在り方についての基本方針を策定する必要があります。

(2) 基本方針策定の趣旨 ～よりよい教育環境と質の高い学校教育の実現～

本基本方針は、よりよい教育環境の構築と質の高い学校教育を実現するため、市立小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどに関する基本的な方針を策定するものです。

また、本基本方針は、個別の学校についての具体的な方策を示すためのものではなく、みどり市全体として、将来を見据えた学校適正規模及び適正配置に向けた基本的な考え方を定めるものです。

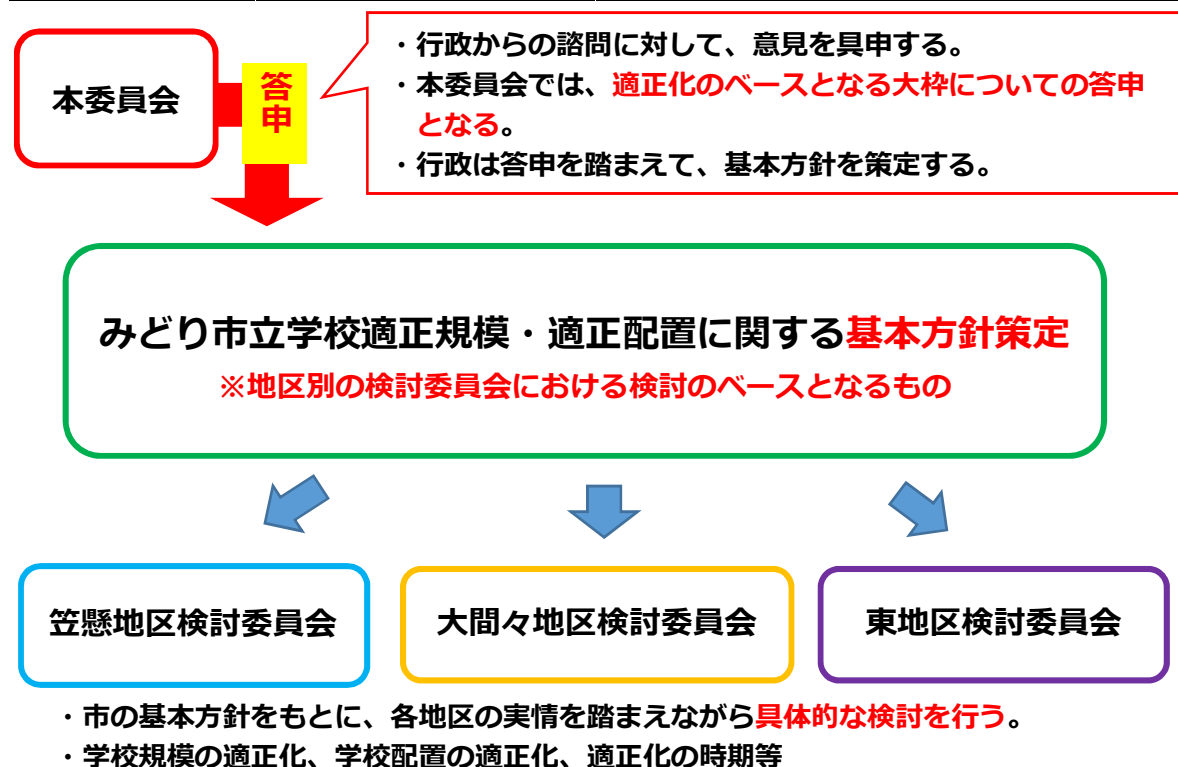
(3) 基本方針の見直し

本基本方針は、今後の国や県における教育制度改革やみどり市総合計画の内容等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

(4) 学校適正規模・適正配置への取り組みの流れと方向性

《適正規模・適正配置検討委員会》		《教育委員会》	《各地区委員会》
検討委員会にて方針検討・答申 令和5年7月～令和6年8月		方針案・パブリック・方針策定・方針説明会 令和6年9月～令和7年3月	地区委員会発足・協議 検討開始時期～

年 月	内 容	備 考
R5年 7月6日(木)	第1回委員会	・委嘱、諮問 ・現状説明、アンケート検討等
10月5日(木)	第2回委員会	・学校適正規模・適正配置の基本的な考え方検討 ・アンケート調査内容の検討
R6年 1月16日(火)	第3回委員会	・アンケート調査結果の報告 ・学校適正規模・適正配置の基本的な考え方の検討 ・問題解決の方向性等の検討
5月21日(火)	第4回委員会	・学校適正規模・適正配置の基本的な考え方まとめ ・答申について
7月25日(木)	第5回委員会	・答申案作成及び内容等の検討 ・その他、修正等
8月28日(水)	第6回委員会	・答申最終確認・決定 → 答申
10月	教育委員会基本方針(案) パブリックコメント	・基本方針策定までに関係各課との調整を行う ・市長等に助言をいただきながら策定していく
R7年1月	教育委員会基本方針策定	
2～3月	基本方針についての説明会	・基本方針を受け、適正規模・適正配置について地区ごとの意見を幅広く聞く
検討開始時期～	地区別検討委員会立ち上げ 地区別の検討開始	・笠懸地区検討委員会 ・大間々地区検討委員会 ・東地区検討委員会



(5) みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会での検討内容

① 適正な学校規模に関すること

- ・児童生徒一人ひとりを大切にした適正な学校規模の基本的な考え方について
- ・小規模校の「よさ」と「課題」について
- ・小規模校の「よさ」を引き出し、「課題」を最小化する取組について など

② 適正な学校配置に関すること

- ・統廃合や義務教育学校への移行及び学校施設の老朽化に対応する改修や建替等による適正な学校配置について
- ・児童生徒一人ひとりの安全・安心を考慮した通学方法や通学時間、通学距離等の基準について
- ・学校区の見直しについて など

③ 学校適正規模・適正配置に向けた取組に関すること

- ・魅力ある学校づくりについて
- ・適正化するための方法について
- ・適正化にあたっての留意点、配慮する点について など



2 教育環境に関するアンケート

(1) みどり市立学校の教育環境に関するアンケート調査の概要

① 調査目的

みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会において、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどについて検討する際の参考資料とするため、保護者、児童生徒及び教職員を対象として、小中学校の教育環境に関する調査を行う。

② 調査対象

調査種別	調査対象
保護者	①みどり市立小学校 5 年生の保護者 ②みどり市立中学校 2 年生（義務教育学校 8 年生）の保護者 ③令和 6 年度に小学校入学予定の未就学児の保護者
教職員	④みどり市立小学校の教職員 ⑤みどり市立中学校の教職員
児童生徒	⑥みどり市立小学校 5 年生の児童 ⑦みどり市立中学校 2 年生（義務教育学校 8 年生）の生徒

③ 調査方法

各小・中・義務教育学校及び市内保育園・幼稚園を通じて調査依頼通知を配布し、Web 上での回答（Google Forms）により回収及び集計を行った。

④ 調査期間

令和 5 年 10 月 23 日(月)から令和 5 年 11 月 17 日(金)まで

⑤ 配布数及び回答数

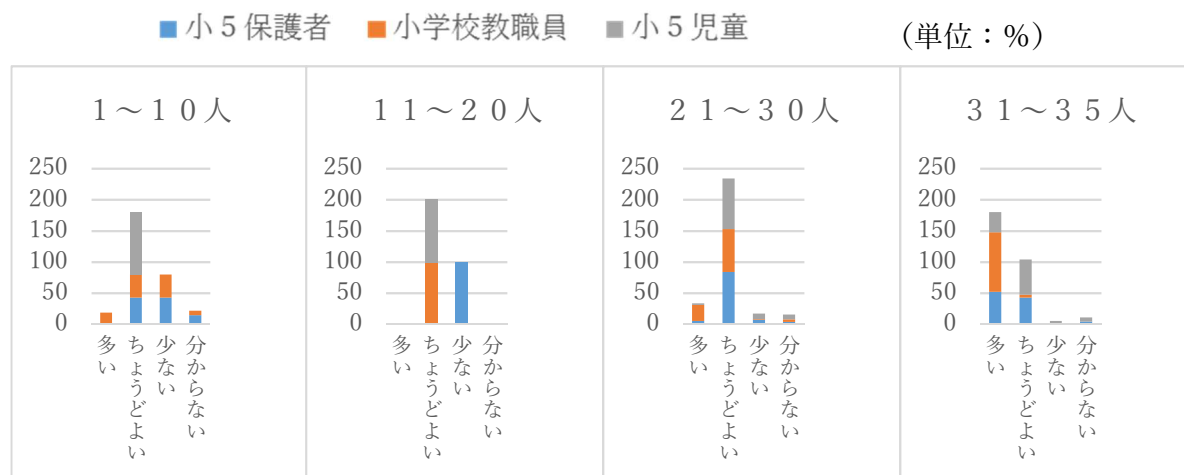
調査種別		対象者数	回答数	回答率
保護者	小学校 5 年生	377 人	240 人	63.7%
	中学校 2 年生	393 人	241 人	61.4%
	未就学児	277 人	95 人	34.3%
	計	1,047 人	576 人	55.0%
教職員	小学校	172 人	168 人	97.7%
	中学校	120 人	112 人	93.3%
	計	292 人	280 人	95.9%
児童生徒	小学校 5 年生	383 人	355 人	92.7%
	中学校 2 年生	396 人	341 人	86.1%
	計	779 人	696 人	89.4%
合計		2,118 人	1,552 人	73.3%

(2) アンケート調査結果概要

① 1つの学級における児童生徒数について

ア <小学校> 現在、在籍している学級の児童数についての印象

(問) 現在、在籍している学級の児童数について、どのように感じていますか。



- ・「ちょうどよい」は、すべての対象者で「21～30人」の割合が高く、続いて「11～20人」の保護者以外の割合が高かった。
- ・「31～35人」では「多い」の割合が高くなっているが、児童は他の対象者よりも「31～35人」を「ちょうどよい」と感じている割合が突出して高かった。
- ・「1～10人」では、保護者と教職員の4割、児童のすべてが「ちょうどよい」という回答であった。
- ・教職員では「21～30人」「31～35人」を「多い」と回答した割合が他よりも高かった。

イ <小学校> 1つの学級における適切な(理想的な)人数について

(問) 小学校の1つの学級における児童数は、何人くらいが適切だと思いますか。

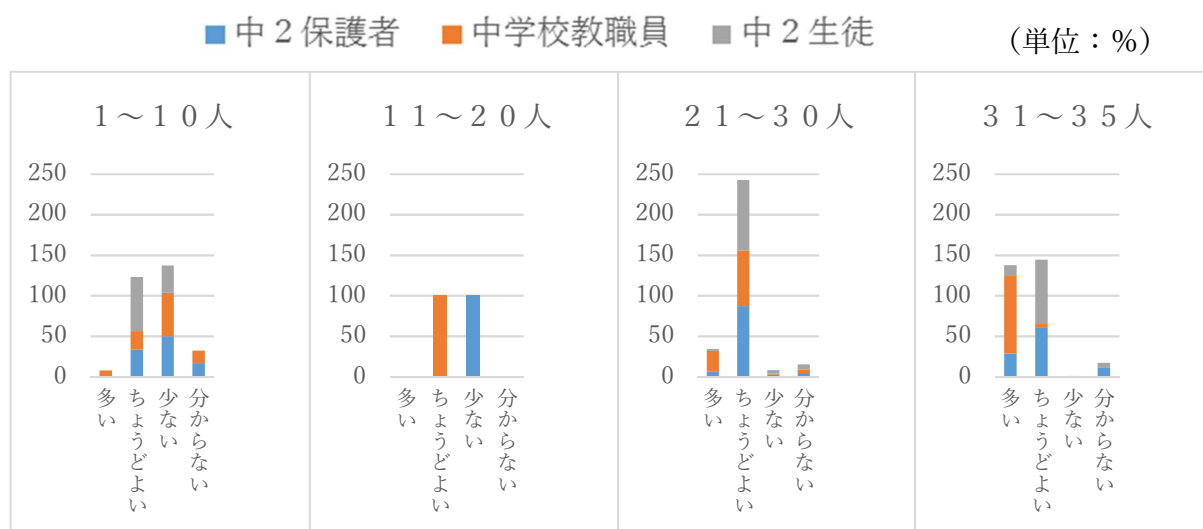
(単位：%)

対象者	1～10人	11～20人	21～30人	31～35人
小5 保護者	0.4	10.8	75.0	13.7
未就学児保護者	0.0	28.4	64.2	7.4
小学校教職員	3.0	26.8	69.6	0.6
中学校教職員	0.0	32.1	67.0	0.9
小5 児童	1.4	9.9	58.0	30.7

- ・すべての対象者において「21～30人」を適切な人数とする割合が高かった。次に「11～20人」の割合が高かった。
- ・児童は「31～35人」を適切と考える割合が30%超となっているが、教職員は1%を切っている。アンケートの記述からは、教職員の立場からは、1学級の人数が30人を超えると目が行き届かず、指導しにくいと感じていることが分かった。
- ・小学校と中学校を比較すると「11～20人」を適切と考える割合が高く、「31～35人」の割合が低い。小学校の方が1学級の人数が少ない方がよいと考えているのではないか。

ア <中学校> 現在、在籍している学級の生徒数についての印象

(問) 現在、在籍している学級の生徒数について、どのように感じていますか。



- ・すべての対象者で「21～30人」が「ちょうどよい」と感じている割合が高かった。
- ・「11～20人」では、100%の教職員が「ちょうどよい」と回答しているが、保護者は「少ない」と回答した。
- ・「31～35人」では、生徒の約80%が「ちょうどよい」と感じているのに対して、教職員の96%が「多い」と回答した。
- ・「1～10人」では、保護者と教職員の30%程度、生徒の70%が「ちょうどよい」と回答した。

イ <中学校> 1つの学級における適切な(理想的な)人数について

(問) 中学校の1つの学級における生徒数は、何人くらいが適切だと思いますか。

(単位：%)

対象者	1～10人	11～20人	21～30人	31～35人
小5保護者	0.4	10.0	66.3	23.3
中2保護者	0.0	8.7	77.2	14.1
小学校教職員	0.0	13.1	78.0	8.9
中学校教職員	1.8	8.9	83.0	6.3
中2生徒	1.5	4.1	69.5	24.9

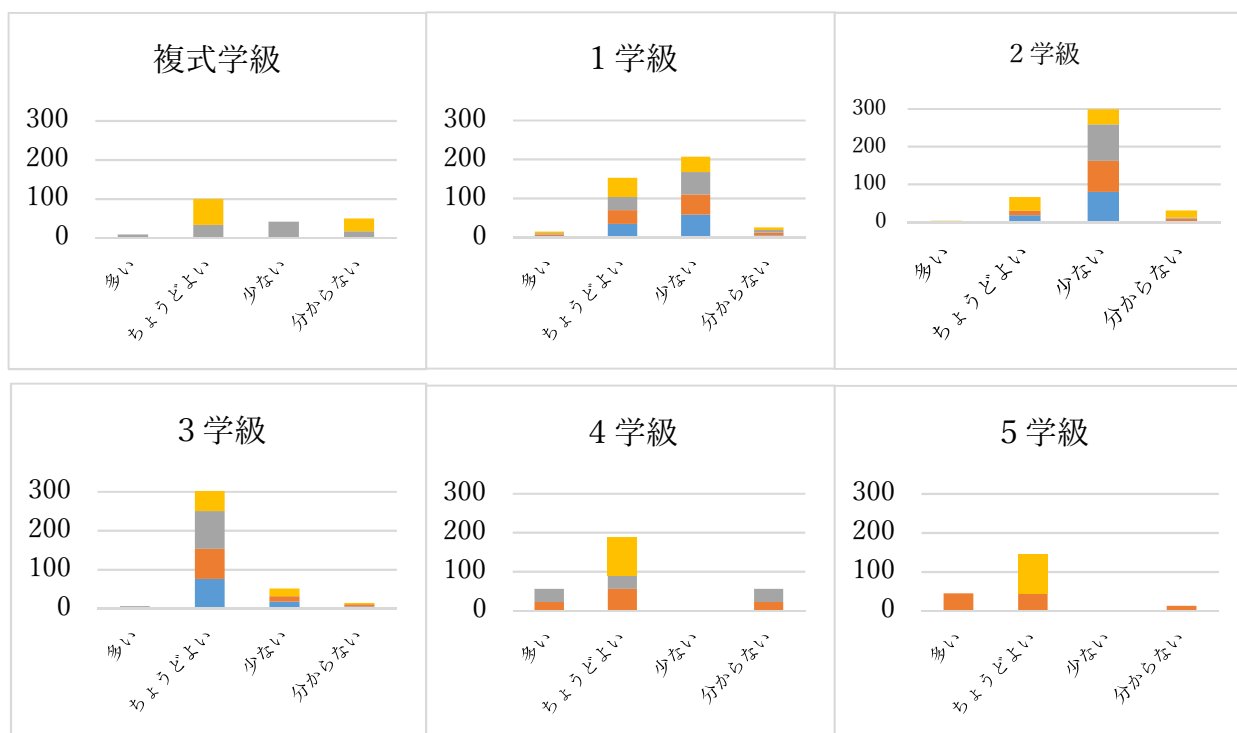
- ・すべての対象者において、「21～30人」を理想と考える割合が最も高かった。
- ・教職員は「31～35人」を適切と考える割合が他の対象者よりも低かった。
- ・小学校と比較すると「11～20人」の割合が低く、「31～35人」の割合が高い。中学校の方が小学校よりも1学級の人数が多い方がよいと考えていることが分かった。

② 1つの学年における学級数について

ア <小学校> 現在、在籍している学年の学級数についての印象

(問) 現在、在籍している学年の学級数について、どのように感じていますか。

■ 小5保護者 ■ 中2保護者 ■ 小学校教職員 ■ 小5児童 (単位：%)



- ・「3学級」が「ちょうどよい」という回答が最も多かった。「1~2学級」では「少ない」の割合が高かった。
- ・「1学級」は「少ない」という割合が高いが、「ちょうどよい」も「2学級」より高かった。

イ <小学校> 1つの学年における適切な(理想的な)学級数について

(問) 小学校の1つの学年には、いくつの学級があればよいと思いますか。

(単位：%)

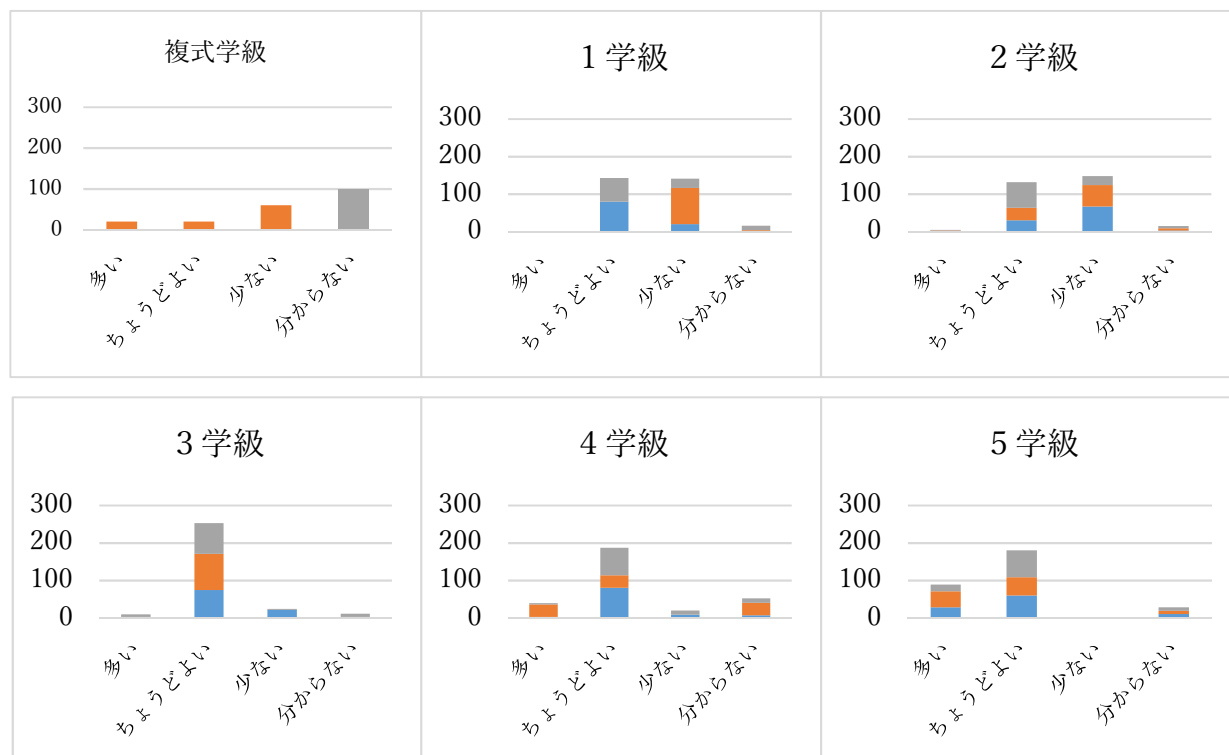
対象者	複式学級	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級
小5保護者	0.0	2.5	21.3	62.9	6.3	1.7
未就学児保護者	4.2	0.0	32.6	41.1	9.5	0.0
小学校教職員	0.0	0.0	9.5	82.1	4.2	0.0
中学校教職員	0.0	0.0	10.7	72.3	15.2	1.8
小5児童	0.3	4.2	35.5	38.9	8.5	4.5

- ・すべての対象者において「3学級」が最も多く、次に「2学級」が多かった。

ア <中学校> 現在、在籍している学年の学級数についての印象

(問) 現在、在籍している学年の学級数について、どのように感じていますか。

■ 中2保護者 ■ 中学校教職員 ■ 中2生徒 (単位：%)



- ・「3 学級」が「ちょうどよい」という回答が多く、次に「4 学級」と「5 学級」が多かった。
- ・「1~2 学級」では「少ない」が多く、「5 学級」では「多い」の割合が高かった。

イ <中学校> 1つの学年における適切な(理想的な)学級数について

(問) 中学校の1つの学年には、いくつの学級があればよいと思いますか。

(単位：%)

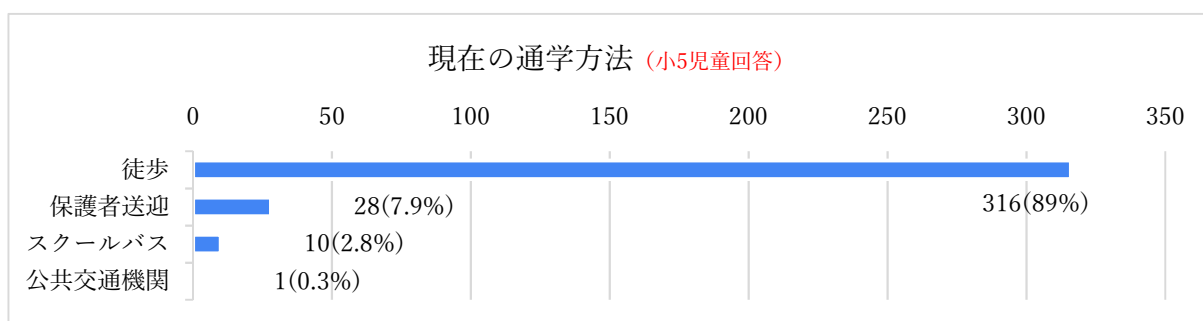
対象者	複式学級	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級
小5保護者	0.4	1.3	7.9	47.9	29.2	13.3
中2保護者	1.2	0.4	5.0	30.3	31.5	16.6
小学校教職員	0.0	0.0	9.5	82.1	4.2	0
中学校教職員	0.0	0.0	10.7	72.3	15.2	1.8
中2生徒	0.3	1.5	9.7	24.6	22.6	26.1

- ・ほとんどの対象者において「3 学級」の割合が最も高く、次に「4 学級」が多かった。
- ・教職員は、保護者や生徒に比べて「4 学級」と「5 学級」の割合が突出して低かった。

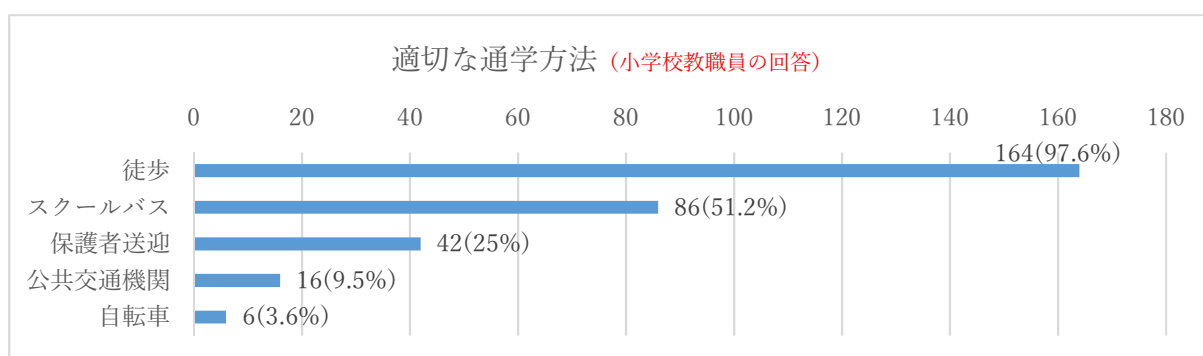
③ 通学方法・通学時間について

ア <小学校> 通学方法について

(問) 現在の通学方法は何ですか。(小5児童回答)



(問) 小学生の通学の方法として適切だと考えるものをすべて選んでください。(小学校教職員回答)



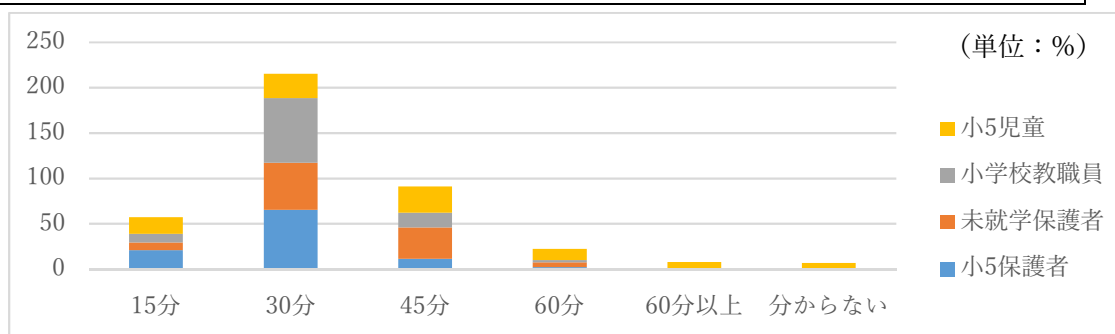
イ <小学校> 通学時間について

(問) 現在、通学にどれくらいの時間がかかっていますか。

時 間	割合(%)
15 分未満	45.4
15 分～30 分未満	39.6
30 分～45 分未満	12.9
45 分～60 分未満	2.1

- ・現在の通学時間が 45 分未満の児童が全体の約 98%となっている。
- ・45～60 分未満と回答した 2.1%の通学方法は「徒歩」。

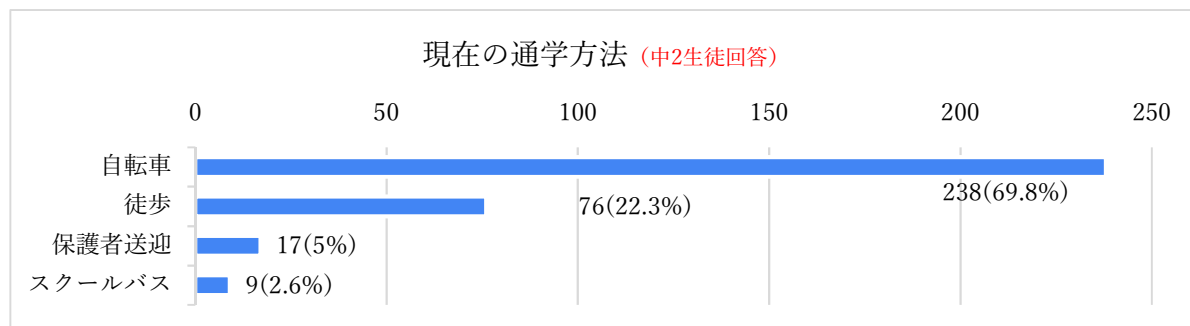
(問) 小学生にとって、通学の限度(最長)だと思える時間はどれくらいですか。



- ・通学にかかる限度の時間は「30 分」が最も多く、次が「45 分」となった。
- ・保護者は短い通学時間を望んでいることが分かった。

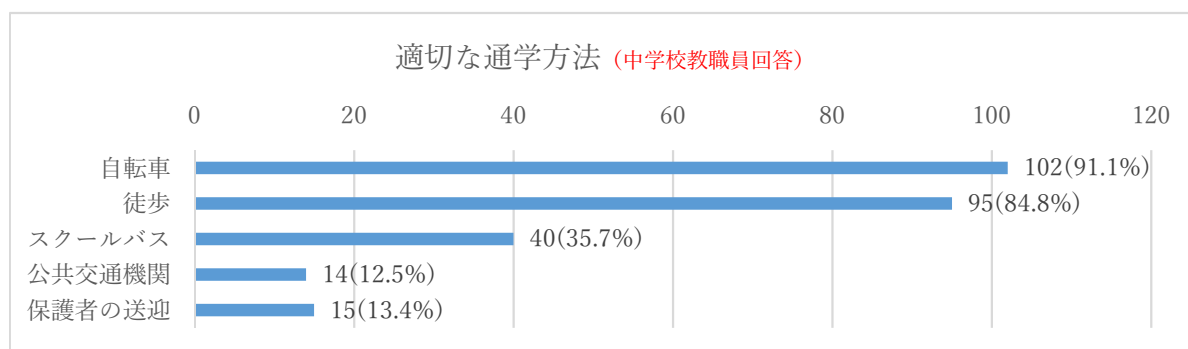
ア <中学校> 通学方法について

(問) 現在の通学方法は何ですか。(中2生徒回答)



(問) 中学生の通学方法として適切だと考えるものをすべて選んでください。(中学校教職員回答)

イ <中学校> 通学時間について

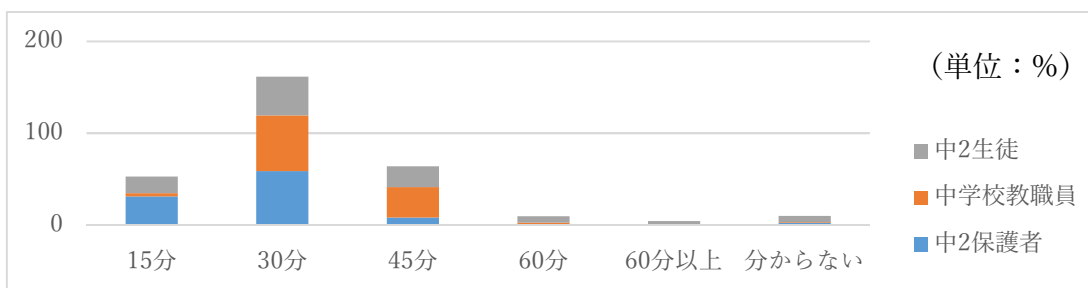


(問) 現在、通学にどれくらいの時間がかかっていますか。

時 間	割合(%)
15分未満	56.3
15分～30分未満	38.7
30分～45分未満	2.3
45分～60分未満	0.6
60分以上	0.9

- ・現在の通学時間が 30 分未満の児童が全体の 95%いることが分かった。
- ・45～60 未満と回答した 0.6%の通学方法は「自転車」だった。
- ・60 分以上と回答した 0.9 の通学方法は「自転車」と「公共交通機関」だった。

(問) 中学生にとって、通学の限度(最長)だと思う時間はどれくらいですか。



- ・通学にかかる限度の時間は「30 分」が最も多く、次が「45 分」となった。
- ・保護者は短い通学時間を望んでいることが分かった。

③ 学校に期待すること（回答割合の上位5つまでを抜粋）

（単位：％）

ア 小学校5年生

1	児童生徒どうしの人間関係が深まりやすく、親友をつくれること	29.3
2	クラブや委員会活動、中学校の部活動などの選択幅が広く、やりたいことがやれること	17.6
3	たくさんの同級生と励まし合ったり競い合ったりしながら、学力や体力を伸ばせること	15.1
4	クラス替えで人間関係の幅が広がり、たくさんの友達ができること	12.3
5	先生が目が行き届き、早い段階で問題に対応してくれること	7.6

イ 中学校2年生

1	児童生徒どうしの人間関係が深まりやすく、親友をつくれること	25.7
2	クラブや委員会活動、中学校の部活動などの選択幅が広く、やりたいことがやれること	15.6
3	クラス替えで人間関係の幅が広がり、たくさんの友達ができること	13.9
4	学校行事等で、児童生徒一人ひとりの登場場面が多く、活躍できること	8.6
5	多数の同級生と切磋琢磨しながら学力や体力を伸ばせること	8.3

ウ 保護者

1	先生が目が行き届き、早い段階で問題に対応してくれること	23.5
2	きめ細かな観察により、先生が児童生徒一人ひとりに必要な指導を行ってくれること	18.1
3	児童生徒どうしの人間関係が深まりやすく、親友をつくれること	14.6
4	それぞれの児童生徒に応じた多様な学習環境で学びを深められること	10.0
5	クラブや委員会活動、中学校の部活動などの選択幅が広く、やりたいことがやれること	9.0

エ 教職員

1	きめ細かな観察により教員が児童生徒一人ひとりに必要な指導を行えること	20.3
2	多様な意見に接することで人間の幅を広げることができること	18.0
3	多数の同級生と切磋琢磨しながら学力や体力を伸ばせること	15.3
4	教員が目が行き届き、早い段階で問題に対応できること	14.4
5	個に応じた多様な学習環境で学びを深められること	8.6

④ みどり市が行ってきた学校の小規模校化に対する対応について

(単位：％)

	賛成	どちらかという と賛成	どちらかという と反対	反対	分からない
小5児童	20.0	34.6	18.9	10.4	16.1
中2生徒	24.0	27.3	12.9	7.6	28.2
保護者	21.2	39.1	9.7	0.9	29.2
教職員	32.5	43.9	3.9	0.0	19.6

【賛成意見】

児童・生徒	・今の学校では部活動の数が少なく選択肢が狭い。教職員数の確保や生徒がたくさんの人と関わることで社会性を学ぶ場になるため賛成。 ・（統合により）クラス替えができるようにしてほしい。 ・（統合により）1クラスの人数をもっと多くして友達を増やしたい。
保護者	・人数が少ない学校は統合するべきだと思うのでこれまでの対応については賛成です。 ・大間々の小学校と中学校は統合してそれぞれ1校ずつにするべき。 ・単学級の場合、人間関係のトラブルなどに対応できないので統廃合等の適正化を進めるほうがよい。 ・子供同士の交流が成長の過程で重要なので、少子化に伴い適正化を図ることは大事な事。
教職員	・少子化によりこれまでの学習や学校行事、部活動について見直す時期が来ている。 ・児童生徒の通学問題が解消できるのであれば、学校の統廃合には賛成。

【反対意見】

児童生徒	・学校は近い方がよい。 ・1クラスの人数は、もう少し少ない方がよい。 ・1学年1学級でも友達と仲良くできる。
保護者	・通学距離を考えると子供に負担がかかるため、統合以外にも小規模校を活かした教育も考えていただきたい。 ・学校の周辺に人が集まり、地域が形成されている。統廃合により地域から学校が無くなると途端に人口が減り、家が無くなっていくことを考えると安易に統廃合をして欲しくない。地域への影響を考えて適正化を検討していただきたい。 ・小規模校であっても子供たちは今置かれている環境に順応している。急に環境の変化があるとストレスになるため、統廃合等を行う際には、配慮してもらいたい。 ・小学校と中学校は別の方がよい。 ・統合により小学生に長い距離を歩かせるのは良くない。スクールバス等の対応も望むが、朝が早くなり帰りが遅くなるなど、時間的な負担が増えてしまう。 ・山間部を除き、小学校は子供の足で通える範囲が望ましい。 ・統合により1学級の人数が多くなってしまうと先生が目が行き届かない。小学校は、少人数できめ細かに指導してほしい。
教職員	・過去の経験から1クラスの人数は20人程度がよい。教員の目が行き届き、児童生徒も落ち着いていた。 ・地域との兼ね合いがあるため、統合には慎重な判断が求められる。

⑤ 小規模校化した場合の学校運営上の課題（教職員の回答）

ア 学校規模に関する学校運営上の課題

（単位：％）

1	クラブ活動や部活動（中学校）の種類が限定される	14.5
2	クラス替えができないため、人間関係が固定的・序列的になる	12.7
3	一部の児童生徒の考えに全体が引っ張られることが多くなる	12.4
4	児童生徒数が少ないため、多様な考えに触れさせることができない	10.9
5	体育科の球技や音楽科の合唱・合奏など集団学習の実施に制約が生じる	10.0
6	グループ分けや班活動に制約が生じる	8.8
7	多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる	7.7

イ 教職員数に関わる学校運営上の課題

（単位：％）

1	職員数が少ないため、一人ひとりの負担が大きい	19.9
2	免許外指導の教科が生まれる可能性がある	12.9
3	職員数が少ないため、経験や教科等のバランス良い配置ができない	12.1
4	クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる	11.4
5	習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい	11.2
6	職員数が少ないため、出張や年休取得が難しい	10.7
7	教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数の変動により学校経営が不安定になったりする可能性がある	10.4

⑥ まとめ

1 1学級の児童生徒数

小学校	「21～30人」が適切	・人数が多すぎると先生の目が行き届かず、きめ細かな指導をしてもらえない。 ・学校の統合により1学級の人数が増えることは反対。 ・多くても少なくてもそれぞれにメリットとデメリットがある。25人くらいが一番バランスがよい。
中学校	「21～30人」が適切	

2 1つの学年における学級数

小学校	「2～3学級」が適切	・クラス替えができるとよいが、1学級でも異学年交流が出来て良い。先生の目も行き届くので良い。 ・学級数よりも1学級の人数の方が重要。 ・複数学級があると教員同士が協力出来て良い。
中学校	「3～4学級」が適切	

3 通学時間

小学校	「30分～45分」が適切	・毎日のことなので通学距離を考えると統合には反対。 ・自分の足で通える学校に行かせたい。 ・小規模校を活かした教育も考えてもらいたい。 ・適正化のため、学校区の見直しも考えてもらいたい。
中学校	「30分～45分」が適切	

4 その他（要約）

- ・学校が廃校になるとその地域の活力が失われる。地域のことを考え学校は残してほしい。
- ・安易に統合せず、リモートによる学校間連携や地域人材を活用し地域と協働するカリキュラム編成などを工夫し、子供たちが安心して学べる教育環境を整えてほしい。
- ・規模を大きくせず、一人ひとりを大切に生きていく力、やりたいことが出来るようにする力を身に付けられるような教育の充実を目指して欲しい。
- ・暑すぎてプールに入れないことが多い。民間への委託なども今後は検討してほしい。
- ・中学校の部活動は学校間で連携するなど工夫しやりたいものを選べるようにしてほしい。

3 みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会における協議内容について

(1) みどり市施策等（教育関連）

① みどり市が目指している児童生徒の姿（教育行政方針基本理念より）

- ・高い知性、豊かな情操と徳性をもつ
- ・たくましく生きるための健康や体力がある
- ・社会の変化に主体的に対応できる
- ・郷土を愛する心と社会連帯意識がある
- ・国際的視野に立った協調の精神をもつ
- ・自然と環境を守り、文化や伝統を尊重できる

② みどり市施策

みどり市の重点施策（教育関連）	みどり市の地域再生計画（基本目標1）
・総合的な子育て支援による少子化対策 ・子育て世代を意識した移住定住促進	・子育て世代をターゲットとした教育環境の充実 ア 安心で、きめ細かな教育の充実 イ 小中一貫校（義務教育学校）の導入

③ 教育委員会の重点

みどり市の重点施策（教育関連）			これからの時代を意識した視点
【情報化】 ・ICT 機器を有効活用する能力の育成	【国際化】 ・国の内外で活躍できる資質能力の育成	【多様化】 ・多様な個性をもつ人を尊重できる人の育成 ・一人ひとりを大切にできる人の育成	
児童生徒一人ひとりを大切にした教育を実践していく			

(2) 本委員会における検討のポイント

① 笠懸町・大間々町・東町の実情が大きく異なることから、画一的に考えることが難しい。
・小規模校化している地区(大間々町)に焦点を当てて協議し、学校規模の最低ラインを基本的な考え方とする。東町はすでに適正化が図られていると考え、今回の検討対象からは外す。
② アンケート結果は一般的に理想とされるものだが、現実とかけ離れている部分がある。
・アンケート結果を基準にすると今後の大間々町では「合併ありき」になってしまうため、小規模化している大間々地区を軸に考えながら、今後の笠懸地区についても網羅する基準とする。
・理想と現実がかけ離れたものにならないように、10～20 年先を見据えた上で考えられる適正化のイメージを共有しながら、望ましい学校規模及び学校配置について検討する。
③ 一人ひとりを大切にした教育の実践を踏まえた検討について
・小規模校には小規模校のよさがあるため、小規模校の「よさ」を引き出し、「課題」を解消することや「魅力ある学校づくり」など、小規模校を存続させる際の方策等についても検討する。
・本委員会の答申及び教育委員会が策定する方針は、学校適正規模・適正配置の基本的な考え方の大枠を示すものである。具体的な適正化の方策等については、今後行われる地区別検討委員会に委ねるものとし、各地区の実情に合わせた検討を縛ることのないよう配慮する。

(3) 学校規模についての検討

<学校規模別学校数>

R5.5.1現在（本委員会における検討開始時）

みどり市 学校数	1校					2校					5校					0校								
義務 前期 小学校				あずま 前期		大南小			大北小		笠北小	大東小		笠西小 笠東小 笠小										
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
学校教育法施行規則標準	過小規模校					小規模校					標準規模校					大規模校								

みどり市 学校数	1校					2校					2校					0校								
義務 後期 中学校		あずま				大中			大東中		笠南中		笠中											
学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
学校教育法施行規則標準	過小規模校					小規模校					標準規模校					大規模校								

- ・笠懸・大間々・東では、児童生徒数・学級数に大きな開きがあり、実情が異なっている。
- ・今後の児童生徒数推計を見ると、大間々中学校は令和9年度から1つの学年で単学級となる可能性がある。また、大間々東小学校と笠懸南中学校は令和11年度に11学級となり、小規模校の範囲に入る可能性がある。
- ・東町では、あずま小学校と東中学校が合併し、令和4年度より義務教育学校「あずま小中学校」としてスタートしている。
- ・笠懸町の笠懸小学校は1,000人規模の大規模校であったが、令和4年度より開校した笠懸西小学校の分離・新設により、両校が標準規模校となった。

① 望ましい学校規模を「小学校1学年2～3学級、中学校1学年4～5学級（学校全体で12～18学級）」とした場合

- 大間々町では、大間々東小学校を除いたすべての小中学校がすでに小規模校化しており、すでに基準を下回っていることになるため、早急に統廃合に向けた検討を行うことになる。

【課題点】・合併した場合の通学距離、通学時間、通学手段の問題

- ・学校が地域から無くなった場合の地域コミュニティへの影響
- ・地域住民の避難所機能を含めた学校の跡地利用の問題
- ・合併により児童生徒数は増加するが、学級数の増加にはならず、単に1学級の人数が増えるだけになる。その結果、一人ひとりを大切にしたいきめ細かな教育が難しくなり、また、教職員の負担も増えてしまう。
- ・合併したとしても、数年後に再び1学年1学級となる学年が出てくるため、合併のメリットが小さい。

② 望ましい学校規模を「1 学年 1 学級以上（小学校 6 学級以上、中学校 3 学級以上）」とした場合

○児童生徒数の今後の推計では、令和 22 年度においても笠懸地区及び大間々地区においては 1 学年 1 学級を維持できる見込み。

【課題点】・小規模校の「よさ」を引き出し、「課題」を解消するための方策が必要である。

※小規模校の「よさ」と「課題」については P.7 の表 1 参照

- ・中学校については、社会性を育む大切な時期であることから一定の学校規模を確保することが重要であるため、中学校同士の合併や義務教育学校への移行については検討の余地がある。

(4) 学校配置についての検討

<学校配置に関する現状の課題> ※学校の立地状況、施設状況については P.8～9 参照

【笠懸町】

- ・笠懸小学校の分離新設により笠懸西小学校が創立され学校規模は適正となったが、笠懸小学校と笠懸西小学校の距離が非常に近く、小学校 4 校の配置バランスが整っていない。
- ・現在の学区では、笠懸小学校の卒業生が 2 つの中学校へ別れて進学することになるが、笠懸小学校の隣にある笠懸中学校へ進学する児童はおよそ 3 割程度で、笠懸南中学校へ進学する生徒がおよそ 7 割を占めている。中学校への進学時における抵抗感、いわゆる「中 1 ギャップ」を緩和するために、学校区の見直しについても検討する必要がある。

【大間々町】

- ・大間々町では学校規模に関する課題が大きいが、義務教育学校への移行や小規模校の統廃合などの学校規模の適正化と併せて、どの学校敷地を使っていくかなど学校配置の検討が必要である。

【東町】

- ・東町では、あずま小学校と東中学校を合わせて令和 4 年度より義務教育学校としてスタートしている。しかし、児童生徒数は非常に少ないため、特認校としての市内全域との関わりや地域活性化の取組など、市の施策等と合わせて学校の活性化を図っていきけるとよい。

【市全体：学校施設について】

- 学校施設の老朽化により、近い将来大規模改修または建替等が必要となってくるため、学校適正化と併せて検討し、計画的に整備していく必要がある。

・校舎の一部が目標使用年数に近づいている学校 → 笠懸小学校・大間々中学校

※ 目標使用年数は、みどり市公共施設個別計画の策定に際して行われた建築物の損傷状況調査の結果に基づき設定されたものであり、改修等を行わない場合の年数となっている。個別施設計画では、「施設を計画的に改修しながら継続利用」としている。

第 2 部 答 申

- I 望ましい学校適正規模・適正配置（答申）
 - 1 みどり市としての望ましい学校適正規模
 - 2 みどり市としての望ましい学校適正配置
 - 3 学校適正規模・適正配置に関する参考資料
 - 4 魅力的な学校づくり

I 望ましい学校適正規模・適正配置（答申）

1 みどり市としての望ましい学校適正規模

学校適正規模については、以下のようすることが望ましい。

- (1) 1 学年 1 学級以上(小学校は 6 学級以上、中学校は 3 学級以上)とすること。
- (2) 小規模校を存続させる場合、メリットを最大化しデメリットを最小化する方策を実施すること。
- (3) 1 学年の人数が 15 人未満（複式学級の可能性が出てくる人数）となった場合、学校統合や義務教育学校への移行により一定の学校規模を確保すること。

(ア) 学校適正化の検討開始時期		
	学校規模からの視点	学校配置からの視点
①学校状態	・将来的に 1 学年の人数が 15 人未満になることが見込まれ、その後の児童生徒数の大幅な増加が見込めない状態	・学校施設の目標使用年数の残年数が迫り、改修等により目標使用年数の延長が見込めない状態
②検討開始時期	・①の状態が見込まれる年度から 5 年遡った年度を目安とする	・目標使用年数の期限となる年度から 5 年遡った年度を目安とする
③検討区域	・当該中学校区または隣接する中学校区内の小中学校を検討対象の区域とする	
④留意事項	・検討に当たっては、当該地区の住民や保護者等と十分に協議を重ね、関係者の理解と協力を得られるようにしたい。 ・検討の際には、通学手段や通学距離及び通学時間、教職員の配置や負担、当該地域の地理的特性や歴史的背景、跡地利用を含めた学校施設の整備計画を含めて十分に考慮したい。 ・小規模校を存続する場合は、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校の「課題」を最小化し、「よさ」を最大化できるように工夫したい。 →下記表（イ）参照	
⑤その他	・笠懸町の小学校配置バランスと笠懸小学校の施設目標使用年数の残年数、大間々町における学校の現状等を考慮し、本委員会としては、地区別検討委員会の早期設置及び早期検討開始を望む。	
(イ) 小規模校の課題を最小化し、よさを最大化できるようにする工夫の例		
小規模校のよさを活かす方策(例)	・少人数であることを活かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底 ・個別指導、繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着 ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成 ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実	
小規模校の課題を緩和する方策(例)	・小中一貫教育（義務教育学校）による一定の学校規模の確保 ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実 ・ICTの活用による他校との合同授業や遠隔授業 ・小規模校間のネットワークの構築	

2 みどり市としての望ましい学校適正配置

学校適正配置については、以下のようにすることが望ましい。

- (1) 通学時間は、通学方法にかかわらず片道45分以内となること。
- (2) 徒歩通学は3キロメートル未満の距離となること。
- (3) 小中学校の円滑な接続ができるよう学校区を見直すこと。見直す時期については、学校施設の大規模改修や移転新築及び統廃合等に併せて行うこと。
- (4) 施設の目標使用年数を見通し、改修や建替の検討を開始し、計画的な学校施設の整備を行うこと。

(ア) 学校配置適正化に係る留意事項

- ・適正配置は、適正規模と併せて検討し、通学手段や通学距離及び通学時間、教職員の配置や負担、当該地域の地理的特性や歴史的背景、跡地利用を含めた学校施設の整備計画を含めて十分に考慮することが望ましい。

(イ) 地区別検討委員会における参考事項として

笠懸地区	・笠懸小学校の校舎の一部は市内で一番古く、施設の目標使用年数が近づいている。また、笠懸小学校の分離により笠懸西小学校が新設されたが、両校の距離が非常に近いことに加えて、笠懸西小学校の学区が笠懸小学校に隣接しているため、笠懸町9区の児童の一部は、登校時に笠懸小学校を通り過ぎて笠懸西小学校へ通うという状況がある。 ・現在の学区では、笠懸小学校の卒業生が2つの中学校へ別れて進学することになるが、笠懸小学校の隣にある笠懸中学校へ進学する児童はおよそ3割程度で、笠懸南中学校へ進学する生徒がおよそ7割を占めている。中学校への進学時における抵抗感、いわゆる「中1ギャップ」を緩和するためにも学校の配置バランスの検討と併せて、学校区の見直しについても検討したい。また、その際は、指定校特例区の設定等、弾力的な対応についても検討し、児童生徒の不利益とならないようにしたい。 ・地区別検討委員会においては、上記のような状況を踏まえ、笠懸小学校の移転新築を含めた小学校4校の配置バランス及び学校区の見直しについて、児童生徒の通学時間・距離、通学方法や小学校と中学校の接続等も十分に考慮しながら検討していただきたい。
大間々地区	・大間々町では、学校規模に関する課題が大きいが学校規模の適正化と併せて学校配置についても十分に検討することが必要である。検討の際には、上記（ア）の内容を踏まえながら、地域活性化につながる検討をしていただきたい。 ・本委員会においては、義務教育学校への移行も含めた大間々町の将来的な学校規模及び学校配置のイメージを共有しながら検討してきたため、参考資料として適正化の例を掲載した。このイメージは、決定したものではなく、また、地区委員会における検討を縛るものではないが、参考としてご協議いただきたい。
東地区	・東町では、あずま小学校と東中学校を合わせて令和4年度より義務教育学校としてスタートしている。本委員会においては適正化検討の対象としていないが、特認校としての市内全域との関わりや地域活性化の取組においては、他地区と連携しながら今後も進めていただきたい。
全体	・隣接する他市との連携（教育事務委託等）により、市を越えた児童生徒の通学についても検討の視点としていただきたい。

3 魅力的な学校づくり

(1) 地域との協働関係を生かした学校づくり

みどり市では令和 6 年度より、市内すべての学校が「コミュニティ・スクール」となりました。学校を核として、保護者や住民の皆さんと学校との絆を深め、一体となって学校を支えたり、地域活性化の推進につながったりすることを目指しています。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものです。

今後、学校の適正化により統廃合等を行う場合においても、その検討を契機に地域と学校のより密接な協働関係を構築していくことが大切です。また、例えば各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の時間を有機的に連携させ、対象地域の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源を積極的に活用した教育活動を展開することにより、地域学習やふるさと教育を充実させることも考えられます。また、地域に所在するか否かを問わず、大学や短大、専門学校等教育機関との持続的なネットワークを構築したり、学生との交流の機会を確保したりすることは、学校教育の充実のみならず、地域全体の活性化にも資するものと考えられます。

(2) 魅力あるカリキュラムの導入等

近年では、子供の発達の早期化やいわゆる中 1 ギャップへの効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、「小中一貫教育」を導入する市町村が増えています。みどり市でも令和 4 年度より義務教育学校として「あずま小中学校」が開校しました。あずま小中学校は児童生徒数が少ない状況ですが、小・中学校段階を一体的に捉えた特色あるカリキュラムを取り入れています。小・中が別であった時に比べて、一定の児童生徒数や教職員数を確保することができ、学校行事の活性化や異年齢交流の機会の拡大等大きな成果を得ています。

しかし、小学校には小学校のよさ、中学校には中学校のよさがあるため、今後の学校適正化検討においては、地域の実情を踏まえながら学校統合や義務教育学校への移行等、地域との連携や学校間の連携を強化した魅力あるカリキュラムの導入を推進することを望みます。

(3) 施設整備面での充実

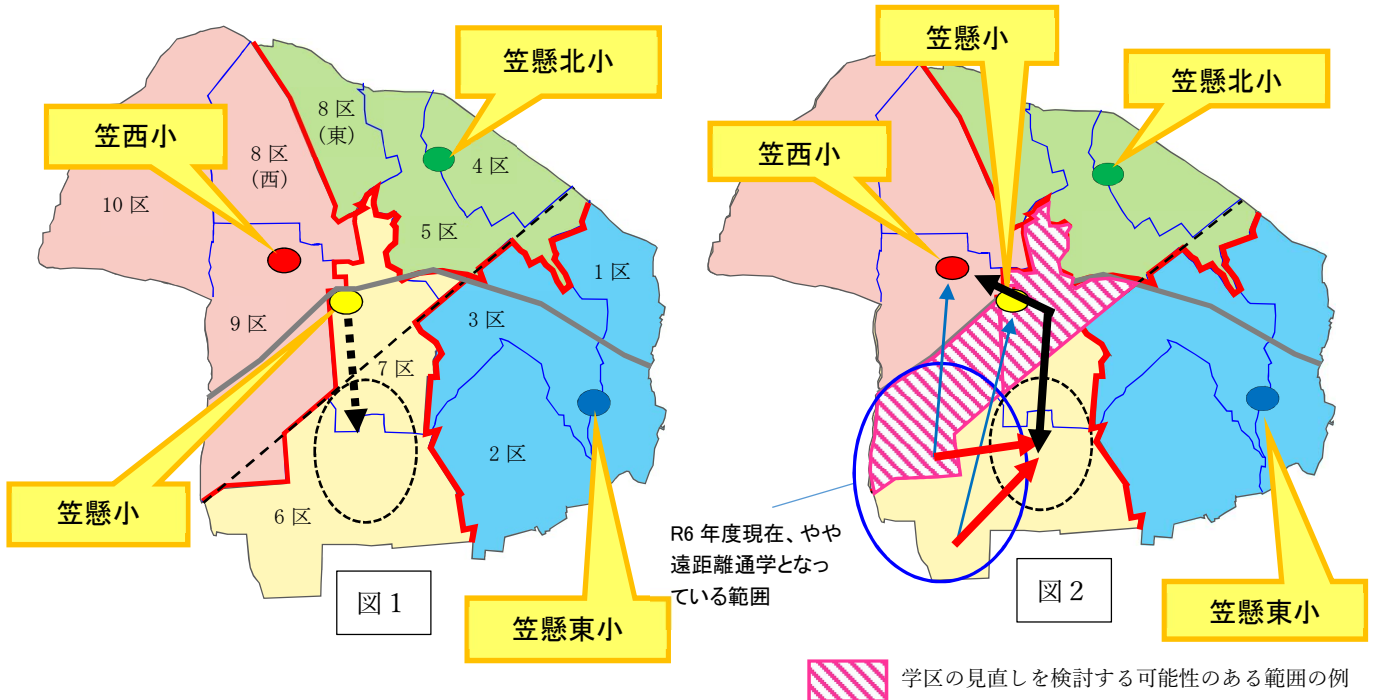
将来的に学校の適正化により学校施設を新增築または改修を行う場合、地域への学校開放を前提として、コミュニティスペースをあらかじめ設けるといった工夫を行うことや図書館や公民館といった社会教育施設との複合化などについても検討できるとよいと考えます。また、まちづくりの一環として、みどり市の総合計画により、児童福祉施設や社会福祉施設、市役所施設と学校施設を複合化することも考えられます。複合化を検討する際には、先進事例等をよく研究し、児童生徒が安心・安全に学校生活を送り、学習に集中できる環境の整備など、児童生徒を主体とした教育活動の充実を視点に検討することが望まれます。

4 学校適正規模・適正配置に関する参考資料

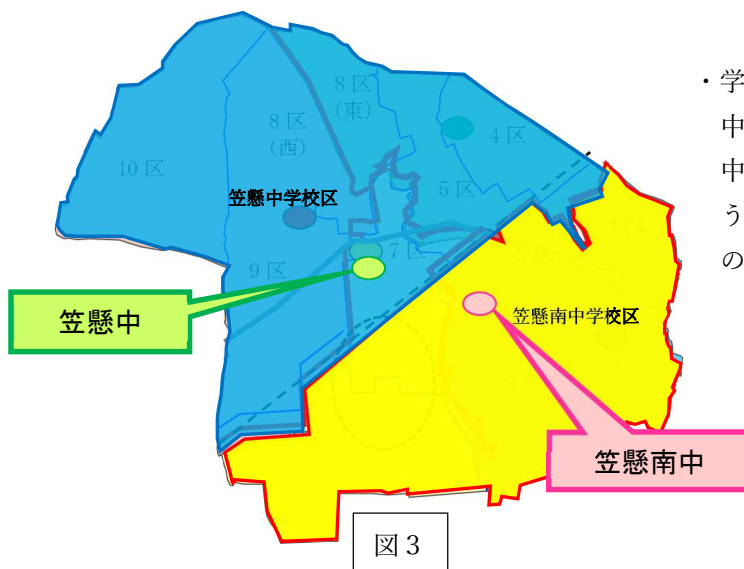
※本委員会における検討資料であり、決定したものではありません。

① 笠懸地区の適正配置

※当面学校規模の問題はないが、笠懸小学校の施設老朽化による学校配置が課題となっている。



- ・ R6 年度現在ではやや遠距離通学（通学路：約 2.7km）の児童がいるが、笠懸小が南の方へ移転新設することになった場合、それに合わせて学校区の見直しを行うと図2の青矢印から赤矢印のように、遠距離通学が解消される。
- ・ 仮に  の範囲を例として特例区のようなものを設けると、図2の黒矢印のように近い方や安全な方の小学校を選択することができるため、安全性の向上が期待できる。



- ・ 学校区を見直す際に、例えば、小学校区を中学校区に合わせることで、小学生が中学校進学時に2つの中学校へ別れてしまうことが無くなるため、「中1ギャップ」の緩和が期待される。

② 大間々地区の適正規模及び適正配置

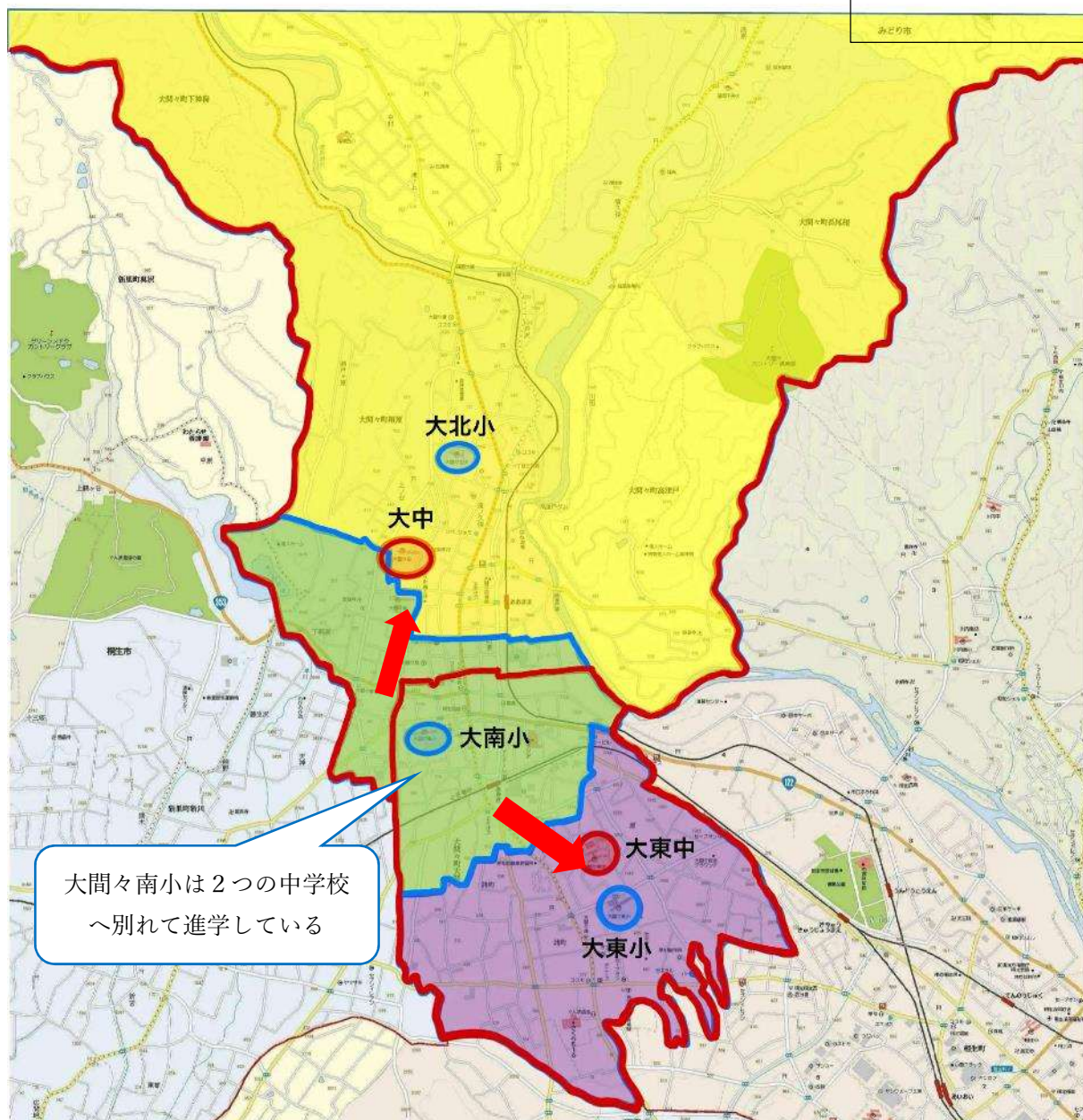
※学校規模に課題があり統廃合等に伴う学校配置の検討が必要である。

令和6年度 みどり市大間々町 小学校区・中学校区

— 小学校区の境界 — 中学校区の境界

※小学校区のみ色分け

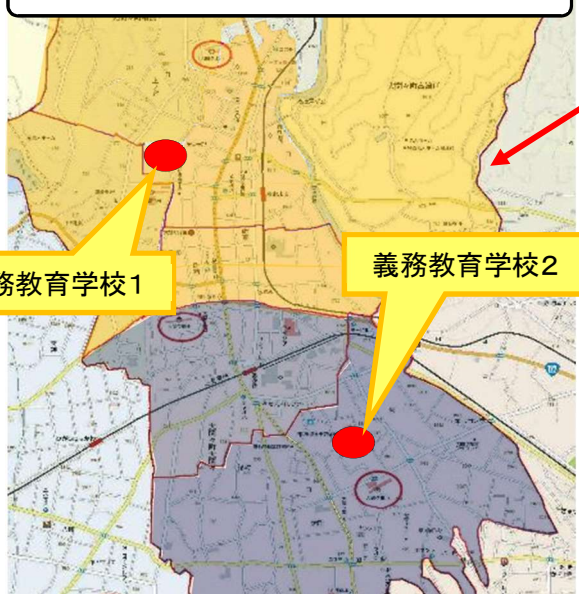
(現在の学校区)



- ・現在の大間々地区における小学校区と中学校区を見ると、大間々南小の児童は、進学時に2つの中学校へ別れていることが分かる。
- ・一方、大間々東小や大間々北小の児童は全員がそのまま中学校へ進学するため、大間々南小の児童は大きな集団の中に入っていくことになり、中学校への入学当初の精神的負担が大きいと考えられる。

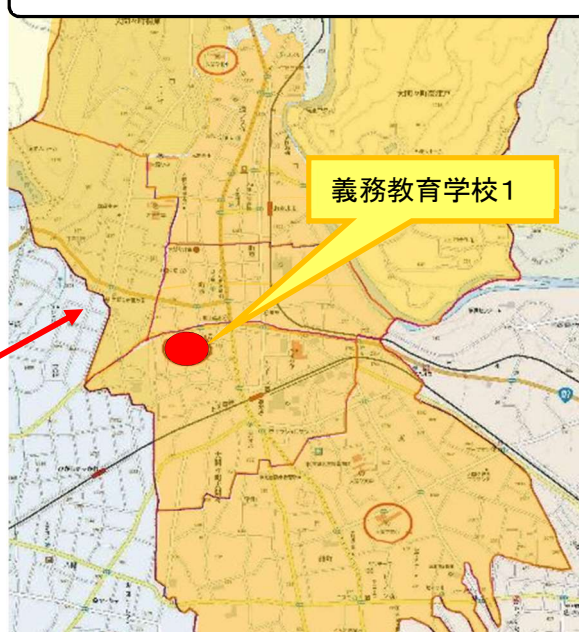
【適正規模及び適正配置の例】

義務教育学校へと移行した場合の例①



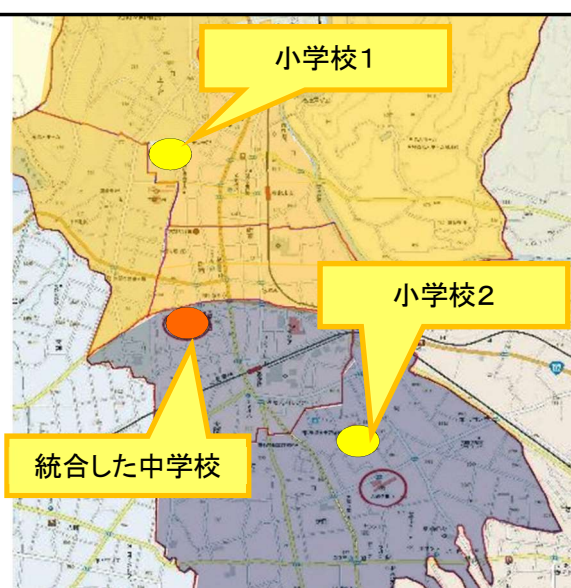
- ・将来的な統廃合を考える場合、例えば左図の例①のように義務教育学校2校を最終的な形とすると通学時間・距離も北部地域を除いて適正となる。（北部は引き続きスクールバスによる送迎）
- ・義務教育学校へ移行することで、一定の学校規模や教員数が確保され、メリットが大きくなる。

義務教育学校へと移行した場合の例②



- ・右図例②のように、大間々町の小中学校を統合し、将来的に1つの義務教育学校とする場合、大間々町の中心に近い場所にある大間々南小学校跡地を利用することも考えられる。
- ・この場合、学校規模や教員数は確保されるが、通学距離・時間・方法については課題が残る。
- ・大間々町の歴史的背景や地域コミュニティ、災害時等の避難所などを考えると大間々地区に学校が1つだけになることについては、課題がある。

小学校2校、中学校1校へ適正化した場合の例



- ・最終的な形として、左図のように大間々町に小学校2校、中学校1校へとすることも考えられる。
- ・この場合、例えば統合した中学校を現在の大間々南小学校の跡地を使うと左図のように配置バランスが整うと考えられる。
- ・小学校2校は、現在の大間々北小学校と大間々東小学校を使うこともできるし、より町の中心部に近い大間々中学校と大間々東中学校の跡地を利用することもできる。
- ・小学校は、地域とのつながりが強いので、小学校は小学校として残し、社会性を学ぶ時期である中学校は統合し、生徒数、学級数を確保することも必要ではないかと考えられる。

③東地区の適正化について

<適正化の経緯>

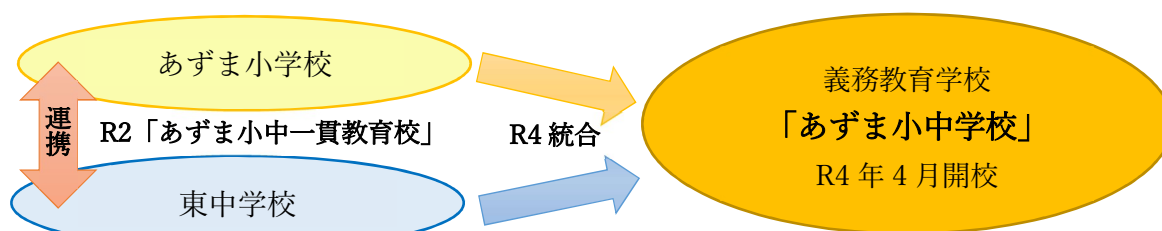
- ① あずま小学校及び東中学校は、児童生徒数の減少により、学校運営上の課題が大きくなり、早急な対応を求められていた。



- ② 義務教育学校への前段階として、令和2年度から小中が隣接した立地を生かし「あずま小中一貫教育校」がスタートした。1年生から9年生までの一貫性と連続性をもった教育の推進や学校運営協議会を設置し地域とともに子供たちを育てるコミュニティ・スクール、ICTを活用した遠隔学習、教科担任制の実施、英語教育の充実等に取り組んできた。また、小中間で職員が交流し、連携授業や合同校内研修を行うなど、学校行事を含めた小中連携を図ってきた。
(連携の例) 連携授業、合同校内研修、合同運動会、合同避難訓練、部活動クラブ活動連携、東咲祭（地域の方を講師とした体験学習、親子での昼食、学習発表会など）



- ③ 令和4年度からは、旧あずま小学校の校舎を改修し、みどり市初の義務教育学校である「あずま小中学校」として新たなスタートを切った。また、「小規模校特認校制度」により、みどり市在住の学齢期の児童生徒であずま小中学校への通学を希望する場合は、指定校を変更し、あずま小中学校へ通学できるようになった。



<あずま小中学校の特色ある取組>

- ✎ 小中教員の一体的な指導や教科担任制の導入により、9年間の系統性や継続性を意識した教育を実施。
- ✎ 1年生から9年生までの児童生徒が交流することにより、豊かな心を育む。
- ✎ 全学年で45分授業の実施や「プラスあずま」の時間を設定するなど、自由度の高いカリキュラム編成により、あずま小中学校ならではの特色ある教育を実施。



第 3 部 資料編

- みどり市立学校の適正規模及び適正配置等について（諮問）
- みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則
- みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会運営要綱
- みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿

学教 第149号
令和5年7月6日

みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員長 様

みどり市教育委員会
教育長 保志



みどり市立学校の適正規模及び適正配置等について（諮問）

みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則第2条の規程により、下記事項について検討のうえ、答申いただきますようお願いいたします。

記

- 1 学校の適正な規模に関すること。
- 2 学校の適正な配置に関すること。
- 3 その他、教育委員会が必要と認めること。

（諮問理由）

本市の児童生徒数は、昭和57年度をピークに徐々に減少してきています。また、住民基本台帳を基にした児童生徒数の推計によると、今後5年間のうちに小学校7校中2校、中学校4校中2校が12学級未満となり、そのうち、小学校2校は1学年1学級となることが予測されています。

学校教育では、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合いながら協力し合い、切磋琢磨することで、一人一人が資質・能力を伸ばしていくことが重要です。しかし、学校の小規模校化により、教育環境や学校運営などに様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

また、一方では学校施設の老朽化に伴う大規模改修または建替等の対応について、計画的に進めていくことが必要となっています。

これらの状況を踏まえ、本市においては、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指した将来計画の策定を計画しています。

つきましては、みどり市立学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどについて、今後の教育環境の変化等も考慮しながら、幅広い視点から答申いただきたく、ここに諮問するものです。

みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成18年みどり市条例第202号)第3条の規定に基づき、みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、みどり市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、意見の答申を行う。

- (1) 学校の適正な規模に関すること。
- (2) 学校の適正な配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長
- (3) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)を修了する前の子どもの保護者
- (4) 市内に存する小学校、中学校又は義務教育学校の校長
- (5) 公募により選定した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則(令和5年3月制定。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第3条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席の定員は7人とし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、事前に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1)酒気を帯びていると認められる者
- (2)会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3)その他会委員長が傍聴を不相当と認める者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1)みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2)飲食又は喫煙をしないこと。
- (3)私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (4)議事に批評を加え、又は賛否を表さないこと。
- (5)写真又は動画を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(6)前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人は、委員長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(書面による調査審議)

第4条 規則第6条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を実施することができる。

2 書面による調査審議の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(議事録の作成及び公表)

第5条 委員長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1)開催日時及び場所
- (2)出席者の職及び氏名
- (3)議題及び議事の概要
- (4)その他委員長又は会議において必要と認めた事項

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

令和５年度 みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿

No.	委員会役職等	氏 名	所属	所属役職等	備 考
1	委員長	田口 和人	桐生大学医療保健学部 栄養学科	准教授	
2	委員	鈴木 孝明	群馬大学大学院理工学府 知能機械創製部門	教授	
3	委員	新井 博介	みどり市社会教育委員会議	委員	
4	副委員長	清田 敏治	みどり市区長会	会計監査 (大間々町第13区長)	
5	委員	塚越 均	みどり市区長会	会計 (笠懸町第5区長)	
6	委員	備海 忍	みどり市ＰＴＡ連合会	副会長	
7	委員	春山 寛之	みどり市ＰＴＡ連合会	書記 (笠懸町代表)	
8	委員	富所 哲平	みどり市ＰＴＡ連合会	専門委員 (大間々町代表)	
9	委員	村田 紀子	みどり市ＰＴＡ連合会	監査 (東町代表)	
10	委員	須田 敏之	みどり市ＰＴＡ連合会	専門委員 (幼稚園代表)	
11	委員	黒澤 寿一	みどり市小学校長会	大間々南小学校長	
12	委員	大澤 智	みどり市中学校長会	笠懸南中学校長	
13	委員	高草木 良江	みどり市民	－	
14	委員	宍倉 淳一	みどり市民	(みどり市地域おこし 協力隊)	
15	事務局	保志 守	みどり市教育委員会	教育長	
16		金高 吉宏	みどり市教育部	教育部長	
17		正田 一仁	みどり市教育部 教育総務課	課長	
18		神山 亮一	みどり市教育部 学校教育課	課長	
19		長澤 伊知郎	みどり市教育部 教育総務課	課長補佐	
20		小暮 真美	みどり市教育部 学校教育課	課長補佐兼指導係長	
21		井本 一弘	みどり市教育部 教育総務課施設係	係長	
22		日置 潤	みどり市教育部 学校教育課教職員係	管理主事	

令和6年度 みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会 委員名簿

No.	委員会役職等	氏 名	所属	所属役職等	備 考
1	委員長	田口 和人	桐生大学医療保健学部 栄養学科	准教授	
2	委員	鈴木 孝明	群馬大学大学院理工学府 知能機械創製部門	教授	
3	委員	新井 博介	みどり市社会教育委員会議	委員	
4	副委員長	清田 敏治	みどり市区長会	会計監査 (大間々町第13区長)	
5	委員	近藤 博一	みどり市区長会	会計 (笠懸町第8区長)	
6	委員	備海 忍	みどり市PTA連合会	副会長	
7	委員	春山 寛之	みどり市PTA連合会	書記 (笠懸町代表)	
8	委員	富所 哲平	みどり市PTA連合会	専門委員 (大間々町代表)	
9	委員	村田 紀子	みどり市PTA連合会	監査 (東町代表)	
10	委員	須田 敏之	みどり市PTA連合会	専門委員 (幼稚園代表)	
11	委員	黒澤 寿一	みどり市小学校長会	大間々南小学校長	
12	委員	大澤 智	みどり市中学校長会	笠懸南中学校長	
13	委員	高草木 良江	みどり市民	—	
14	委員	宍倉 淳一	みどり市民	(みどり市地域おこし 協力隊)	
15	事務局	保志 守	みどり市教育委員会	教育長	
16		金高 吉宏	みどり市教育部	教育部長	
17		石坂 克広	みどり市教育部 教育総務課	課長	
18		神山 亮一	みどり市教育部 学校教育課	課長	
19		長澤 伊知郎	みどり市教育部 教育総務課	課長補佐	
20		小暮 真美	みどり市教育部 学校教育課	課長補佐兼指導係長	
21		大窪 進	みどり市教育部 教育総務課施設係	係長	
22		日置 潤	みどり市教育部 学校教育課教職員係	管理主事	



みどモス



みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会

(令和5年7月～令和6年8月)
